

第1部 教育行財政

第1章 教育行政

1 平成30年度本市教育行政のあらまし

- (1) 教育委員会では、平成27年3月に平成30年度までを計画期間とする「名古屋市教育振興基本計画」を策定し、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、学校教育をはじめとした教育施策を推進することにより、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成に取り組んだ。
- (2) 学校教育では、平成30年度の努力目標を定め、社会の変化に主体的に対応できるたくましい青少年の育成を目指して、一人一人のよさや可能性を伸ばし、よりよい自己実現を促す教育の実践に努めた。
- ア 学校施設の整備については、教室の増築、大規模改造等を実施した。
- イ 教育指導面では、教育課程の参考及び指導方針を示すとともに、集団生活への適応を図るため、小学校1年生・2年生での30人学級を実施した。
- ウ 実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するため、「ことばの力育成事業」に取り組んだ。小学校4～6年生を対象に国語科補助教材の活用促進を進め、小学校4年生・5年生を対象に国語科標準学力調査を実施した。そして、「30年度版なごやっ子漢字検定プリント」を配信するとともに、プレゼンテーション能力育成のため、講師による授業を実践校4校で行った。また、市内小・中学校32校に学校司書を配置した。さらに、小学生向けの「なごやっ子読書ノート」を全児童に、中学生向けの「なごやっ子読書カード」を1, 2年生の生徒に配布するとともに、「本の帯コンクール」を実施した。
- エ 英語が話せるなごやっ子の育成をめざして、外国人英語指導助手とのティームティーチングによる生きた英語指導と外国語活動アシスタントとのティームティーチングによる小学校外国語活動を実施したほか、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の相談等に対応する日本語教育相談センターの運営、母語学習協力員の配置等、学習指導の充実に努めた。
- オ 生徒指導対策については、関係諸機関との連絡協議会の開催、学校における児童生徒指導活動推進事業の実施、進路指導體制の確立、小・中学校で特設講座（基礎・発展）の開設、心理的な理由による不登校児童生徒に対する教育相談や適応指導を進める子ども適応相談センターの運営など、その充実に努めた。また、「名古屋市いじめ防止基本方針」のもと、「夢と命の絆づくり推進事業」や「なごやINGキャンペーン」を実施するとともに、「いじめ防止教育プログラム」の活用促進を図り、いじめのない学校づくりに努めた。さらに、スクールカウンセラーの配置拡充、インターネット上におけるいじめ対策に取り組んだ。これに加え、市内11ブロックになごや子ども応援委員会を設置し、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援、学校支援の協力体制の構築を図った。また、なごや子ども応援委員会と中学校との調整役として、生徒指導担当教諭等をコーディネーターとし、その支援の

ための非常勤講師を全中学校に配置した。

カ その他にも、特色ある教育活動や学校づくりを行うマイスクールプランの実施、人権教育、国際理解教育、情報教育等、教育内容の充実を図ったほか、「あいち・なごやユネスコ世界会議」における「あいち・なごや宣言」を受け、E S Dを継続・発展させるため「E S D・フレンドシップ事業」を実施した。

キ 児童・生徒の健康管理の面では、入学及び市外から転入した者を対象とした心臓検診や、全小学校でのアレルギー性疾患に関する検診、また、小学校において歯科疾患特別健診を実施するなど、児童・生徒の疾患対策の一層の充実を図った。

学校給食では、子どもたちの心身の健全な発達に資することを目的として地産地消の取り組みを始め内容の充実に努めた。また、複数メニュー、弁当併用、ランチルームでの喫食等の方式での中学校スクールランチを110校で実施した。

学校体育においては、児童・生徒が生涯を通じて運動を実践し、健康な生活を営むための能力や態度の基礎の育成に努めるとともに、体育学習や部活動における指導者の資質向上に役立てるため、体育実技等の講習会を実施した。

ク 教育奨励事業としては、要・準要保護児童生徒の就学援助等を実施した。

ケ 部活動については、児童生徒及び指導者にとって、より安全で充実した活動となるよう、平成30年6月に「名古屋市立学校部活動活動日・活動時間の基準」を設定した。また小学校の部活動に替わる新たな仕組みの検討を行った。

(3) 社会教育行政については、市民が教養を高め、生涯の各時期に応じて、多様で、かつ、自主的な学習ができるよう、条件整備に努めた。

ア 成人教育の面では、社会教育施設における各種講座や講演会等を充実させて開設した。更に、家庭教育の振興を図るための事業として、家庭教育セミナー、あい・あい・あいさつ活動、ファミリーデーなごやを実施するとともに、インターネットを活用した講座を開設した。

また、女性教育の内容充実を図るとともに、関係団体の指導者育成や活動助成を行った。

イ 子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、名古屋土曜学習プログラムを実施した。

ウ 青少年教育については、平成18年度から青少年に関する諸施策の総合的な企画等、市長の権限に属する事務の補助執行が解かれ子ども青少年局の所管事業になるとともに、青少年教育に関する権限を子ども青少年局長の補助執行とした。

エ スポーツ振興の面では、市民スポーツ祭をはじめ各種事業の充実を図るとともに、スポーティブ・ライフ月間やマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知を実施したほか、スポーツ功労者顕彰を実施した。また、子どものスポーツ振興のため、子どもスポーツフェスタを開催したほか、地域ジュニアスポーツクラブの育成・支援を行った。

オ 文化財保護の面では、文化財保護事業への助成、歴史的町並み保存事業の促進、遺跡発掘調査や山車行事の総合調査等各種調査を実施したほか、文化財の公開事業、史跡散策路の活用等、保護事業を推進した。また、守山区上志段味に残る古墳群を活かして古墳や歴史を学び体験する「歴史の里」の整備を推進した。このほか身近なまちの文化財を未来に伝え、活

かしていくための方針として策定した「名古屋市歴史文化基本構想」に基づき普及啓発を行った。

カ トワイライトスクール（放課後学級・施設開放）については、平成21年度から、放課後学級を「トワイライトスクール」として、それに関する権限を子ども青少年局長が補助執行し実施した。また、施設開放については、「生涯学習開放」として引き続き教育委員会において実施した。

(4) ふれあい交流事業については、昭和61年に名古屋市、中津川市及び稲武町（現豊田市）の3者間で結ばれた「ふれあい協定」に基づき、教育・スポーツ・文化等の交流を通して市民の友好親善と相互理解を深めた。

2 教育委員会

(1) 教育委員会の組織と活動

ア 教育委員会の組織

教育委員会は、合議制の執行機関で教育長及び5人の委員で構成されている。

教育長は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は3年で再任されることができる。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は4年で、教育行政の安定を図るため、毎年1人又は2人ずつ改任（又は再任）される。

教育委員会の職務権限は、教育に関する事務を管理執行することであり、市長の権限に属するもの（教育に関する大綱の策定に関する事務のほか、大学・幼保連携型認定こども園・私立学校、教育財産の取得・処分及び教育委員会の所掌事務に関する契約の締結・予算の執行）を除き、教育事務の大部分に及ぶ。

また、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を定める権限を有している。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の構成

(令和元年7月1日現在)

職 名	氏 名	年 齢	職 業	就任年月日
教 育 長	鈴 木 誠 二	59		31. 4. 1
委 員 (教育長職務代理者)	小 栗 成 男	55	会 社 役 員	30. 3. 24 (再任)

職 名	氏 名	年 齢	職 業	就任年月日
委 員 (教育長職務代理者)	船 津 静 代	57	大 学 准 教 授	27. 10. 1
委 員	梶 田 知	62	会 社 役 員	28. 10. 8 (再任)
委 員	小 嶋 雅 代	50	医 師	28. 10. 8
委 員	西 淵 茂 男	62	大 学 理 事 ・ 副 学 長	30. 10. 1

イ 教育委員会の会議

教育委員会の意思は、教育委員会の会議において決定される。会議は、教育長が招集し、教育長及び在任委員の過半数が出席して開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによる。

平成30年度は、教育長が会議を主宰し、定例会12回、臨時会2回の会議を開き、重要案件の審議を行った。

なお、教育委員会の権限に属するすべての事務を教育委員会の会議の審議を経て決定することは實際上不可能であり、合理的とは言えないため、重要な事項を除き、平常事務的な事項の決定は教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の定めるところにより教育長が専決している。

平成30年度において教育委員会に提出された議案は次のとおりである。

教育委員会議案一覧表

内 容	件 数	内 容	件 数
事務局人事に関するもの	1 件	予算に関するもの	4 件
教職員人事に関するもの	1 件	表彰に関するもの	8 件
条例の改正等に関するもの	8 件	社会教育委員等の委嘱等に関するもの	11 件
教育委員会規則に関するもの	13 件	教科書の採択に関するもの	2 件
		そ の 他	30 件

3 総合教育会議（ナゴヤ子ども応援会議）

(1) ナゴヤ子ども応援会議

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき

措置について協議・調整を行うため、総合教育会議が設置されている。会議は市長と教育委員会によって構成され、市長が招集する。

平成30年度においては1回開催され、ナゴヤ子ども応援大綱の一部改正を行うとともに、教育行政の重要課題等に関して市長と教育委員会で意見交換を行った。

(2) ナゴヤ子ども応援大綱

ア 大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、平成27年5月24日に「ナゴヤ子ども応援大綱～日本で1番子どもを応援するマチ ナゴヤ～」が策定された。

大綱の策定及び改正にあたっては、総合教育会議（ナゴヤ子ども応援会議）において市長と教育委員会が協議することとされており、平成30年11月13日に開催されたナゴヤ子ども応援会議において、大綱の一部改正に係る協議を行い、合意している。

イ 大綱の内容

- ・「教育」を「Education」へ！
- ・子どもを1人も死なせない。子どもが幸せになる「Education」へ！
- ・「開発的支援」「予防的支援」「治療的支援」という観点で「なごやっ子」の育ちと針路を応援する仕組みを確立！
- ・教員に加え、学校にキャリアの専門家の配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！
- ・ナゴヤ郷土愛を大きく育てる「Education」を推進！

4 条例規則等の制定改廃（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(1) 条例

条例番号	名 称	概 要
30年49	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 [平成30. 7. 13公布、同年9. 1 施行他]	地方税法の一部改正に伴い、規定を整備した。
31年 9	名古屋市瑞穂運動場条例の一部を改正する条例 [平成31. 3. 26公布・施行]	瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定を整理した。
31年32	名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例 [平成31. 3. 29公布、同年4. 1 施行]	教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会を設置するため、新たに条例を定めた。

条例番号	名 称	概 要
31年33	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 [平成31. 3.29公布、平成33. 4. 1 施行]	上志段味小学校を設置した。
31年34	名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例 [平成31. 3.29公布、同年 7.29施行他]	教育センター分館の位置を変更し、教育センターの使用料の額を改定した。

(2) 教育委員会規則

規則番号	名 称	概 要
30年18	名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則 [平成30. 6. 5 公布・施行]	図書館協議会に、必要に応じ、部会を置くことができるよう規定を整備した。
30年19	名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則 [平成30. 8.15公布、同年 9. 1 施行]	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整理した。
30年20	名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則 [平成30. 9. 4 公布、同年10. 1 施行]	就学援助の小学校の入学準備金について、小学校入学前に支給できるよう規定を整備した。
30年21	名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則 [平成30.12.14公布、平成31. 1. 1 施行]	地方税法の一部改正に伴い、規定を整理した。
31年 1	名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則 [平成31. 1.16公布・施行]	駐車場の使用料に関し、納付の特例及び減免事由を追加した。
31年 2	名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.26公布・施行]	瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴い、規定を整理した。
31年 3	名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年 4. 1 施行]	教務部を設置する等のため、規定を整備した。
31年 4	教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年 4. 1 施行]	休憩時間を45分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限を選択制とすること等に伴い、規定を整備した。
31年 5	名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年 4. 1 施行]	学校情報化支援部を設置する等のため、規定を整備した。

規則番号	名 称	概 要
31年6	名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	鶴舞中央図書館庶務係の分掌事務を変更する等のため、規定を整備した。
31年7	教育長等専決規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	財政局長が行う教育委員会の権限に属する事務の補助執行を廃止すること等に伴い、規定を整理した。
31年8	名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	北高等学校等の生徒定員及び名古屋商業高等学校の学科を変更した。
31年9	名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	西養護学校等の生徒定員を変更した。
31年10	名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	常磐幼稚園等の預かり保育の預かり時間等を変更した。
31年11	名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則 [平成31. 3.28公布、同年4. 1 施行]	教育センター分館の施設の使用時間を変更した。

(3) 市 規 則

規則番号	名 称	概 要
30年95	名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則 [平成30. 12.27公布、平成31年1. 1 施行]	地方税法の一部改正に伴い、規定を整理した。

(4) 訓 令

訓令番号	名 称	概 要
30名教委教訓令1	名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 [平成30. 4. 1 公布・施行]	平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備した。
30名教委教訓令2	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [平成30. 4. 1 公布・施行]	平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備した。
31名教委訓令1	名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程 [平成31. 3.27公布・施行]	文書管理システム以外の情報システムによる電子決裁等の方法について、規定を整備した。

訓令番号	名 称	概 要
31名教 委訓令 2	名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程 [平成31. 3.27公布・施行]	情報システムを使用する場合における学校文書の処理について、規定を整備した。
31名教 委教訓 令 1	名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 [平成31. 3.29公布、同年 4. 1 施行]	令和元年度の組織改正等に伴い、規定を整備した。
31名教 委教訓 令 2	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [平成31. 3.29公布、同年 4. 1 施行]	名古屋市会計規則の改正等に伴い、規定を整備した。

5 附属機関その他の機関

(1) 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、指定管理者に管理を行わせる公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

平成30年度は3回実施し、名古屋市志段味古墳群歴史の里の指定管理者の選定を行った。

委 員

（令和元年 7 月 1 日現在）

役 職	氏 名
名城大学大学院人間学研究科 教授	伊 藤 康 児
弁護士	上 田 敏 喜
公認会計士、税理士	二 村 友佳子
NPO法人生涯学習ネットワーク中部 副理事長・事務局長	松 野 誠 子
名古屋市職員（名東区長）	三 宅 光 治

(2) 名古屋市産業教育審議会

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条、名古屋市産業教育審議会委員定数条例（昭和27年名古屋市条例第4号）及び名古屋市産業教育審議会規則（昭和27年名古屋市教育委員会規則第3号）に基づき、昭和27年7月に発足し、教育委員会の諮問に応じて、産業教育に関して調査審議し、教育委員会に対して答申又は建議を行っている。

(3) 名古屋市いじめ対策検討会議

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項並びに名古屋市いじめ対策検討会議条例（平成27年名古屋市条例第38号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係などに関して調査審議し、その結果を教育委員会に答申している。

平成30年度は、13回開催し、主にいじめが要因として疑われる事案について調査審議した。

委 員

(令和元年7月1日現在)

所 属 ・ 役 職 等	氏 名
犬飼法律事務所 所長	犬 飼 敦 雄
名古屋市立大学大学院 医学研究科 助教	鈴 木 真 佐 子
元 岡崎市役所福祉保健部長	高 島 徹
名古屋大学 心の発達支援研究実践センター 教授	永 田 雅 子
至学館大学 健康科学部 こども健康・教育学科 教授	広 瀬 帆 曜
名古屋市立大学大学院 医学研究科 講師	山 田 敦 朗

(4) 名古屋市社会教育委員協議会

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び名古屋市社会教育委員条例（昭和24年名古屋市条例第58号）に基づき、教育委員会が委嘱した定数10人以内の社会教育委員によって構成される協議会である。名古屋市社会教育委員協議会規則（昭和24年名古屋市教育委員会規則第6号）に基づき、会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べている。任期は2年で、平成30年2月1日に第35期社会教育委員を委嘱した。

平成30年度は、5回開催し、補助金交付などについて審議した。

委 員

(令和元年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立沢上中学校長	牛 田 宏 昭
社 会 教 育 関 係 者	名古屋市立小中学校PTA協議会会長 名古屋市地域女性団体連絡協議会会長 日本ボーイスカウト愛知連盟理事	清 水 敬 介 加 藤 玲 子 瀧 克 己

種 別	役 職	氏 名
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	臨床心理士	井 上 朋 子
学 識 経 験 者	名城大学大学院教授 椋山女学園大学教授 名古屋市立大学大学院教授 弁護士	伊 藤 康 児 小 倉 祥 子 原 田 信 之 上 田 敏 喜

(5) 名古屋市文化財調査委員会

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて市指定文化財の指定などに関して意見を述べるとともに、文化財の保存、活用に関する専門的事項を調査審議している。

平成30年度は、2回開催し、文化財保護行政上の課題などについて審議・報告した。

委 員

(令和元年7月1日現在)

所属・職名	氏 名	担 当 部 会
名古屋造形大学教授	池 田 洋 子	美術工芸
元名古屋市博物館副館長	井 上 光 夫	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
東海学院大学教授	岡 本 真理子	建造物・町並み
名古屋工業大学名誉教授	河 田 克 博	建造物・町並み
中京大学非常勤講師	鬼 頭 秀 明	無形文化財・民俗文化財
愛知県立芸術大学 名誉教授	熊 田 由美子	美術工芸
南山大学教授	黒 沢 浩	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
日本福祉大学教授	高 部 淑 子	文書典籍
中部大学教授	永 田 典 子	無形文化財・民俗文化財
名古屋大学大学院教授	西 澤 泰 彦	建造物・町並み
名古屋大学博物館准教授	西 田 佐知子	史跡名勝天然記念物

所属・職名	氏名	担当部会
愛知県立大学非常勤講師	服部直子	文書典籍
愛知県立旭丘高等学校教諭	服部誠	無形文化財・民俗文化財
岐阜聖徳学園大学名誉教授	安田徳子	文書典籍
名古屋大学大学院教授	山本直人	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
四日市市立博物館館長	吉田俊英	美術工芸

(6) 名古屋市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）に基づき、教育委員会が任命した15人以内によって構成される審議会である。

平成30年度は、2回開催し、名古屋市スポーツ推進計画に基づく事業の実施状況及び第2期名古屋市スポーツ推進計画、名古屋市スポーツ功労者顕彰などについて審議した。

委員

（令和元年7月1日現在）

役職	氏名
名古屋市女性レクリエーションバレーボール連絡協議会副会長	渡辺佐知子
中日ドラゴンズ管理本部野球事業振興部部長	三木安司
名古屋市教育スポーツ協会理事（名古屋市体育協会副会長）	後藤泰之
あいち健康の森健康科学総合センター健康開発部長	村本あき子
三重大学教授	鶴原清志
アテネ五輪日本代表（陸上競技）	中田有紀
名古屋市会教育子ども委員会委員長	山田昌弘
公募委員	高橋勝巳
日本福祉大学教授	吉田文久
北京五輪日本代表（シンクロナイズドスイミング）	松村亜矢子
㈱名古屋グランパスエイト 事業統括兼マーケティング部長兼育成管理部長	清水克洋
名古屋大学総合保健体育科学センター准教授	田中憲子

役 職	氏 名
名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会評議員	三 谷 多 恵 子
名古屋市障害者団体連絡会会長	橋 井 正 喜

(7) 名古屋市図書館協議会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第7号）に基づき、鶴舞中央図書館に置かれ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

平成30年度は、4回開催し、主に次のような事項について審議した。

ア 本市図書館における指定管理者制度実施に関する考え方について

イ 第3期名古屋市教育振興基本計画案について

委 員

（令和元年7月1日現在）

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立八王子中学校長	三 浦 友 久
社 会 教 育 関 係 者	コミュニケーションアドバイザー 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記	千 田 伸 子 橋 本 り ゑ 子
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事	松 永 祐 子
学 識 経 験 者	愛知県弁護士会図書委員会委員 公募委員 東海学園大学教育学部教育学科保育専攻准教授 椋山女学園大学教授 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 中日新聞社編集局資料部長	青 山 正 和 谷 圭 子 木 本 有 香 福 永 智 子 三 浦 哲 司 山 田 恭 司

(8) 名古屋市博物館協議会

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条及び名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）に基づき、博物館に置かれ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成30年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

ア 平成29年度事業報告・決算について

イ 平成30年度事業中間報告について

ウ 令和元年度事業計画、予算について

委員

(令和元年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立星ヶ丘小学校長 学校法人菊武学園理事長	上 田 資 子 高 木 弘 恵
社 会 教 育 関 係 者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事 徳川美術館長 熱田神宮宝物館長	青 山 淑 子 徳 川 義 崇 大 原 和 生
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	伊 藤 三 奈 庄 司 かよみ
学 識 経 験 者	日本放送協会名古屋放送局長 中日新聞社名古屋本社事業局長 名古屋造形大学教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県立大学教授 東朋テクノロジー株式会社取締役社長 名古屋市博物館資料委員	島 田 敏 男 澤 田 敬 介 池 田 洋 子 滝 茂 夫 丸 山 裕美子 富 田 英 之 羽 賀 祥 二

(9) 名古屋市美術館協議会

博物館法第20条及び名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）に基づき、美術館に置かれ、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成30年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 平成29年度事業実施結果について
- イ 平成30年度事業実施状況について
- ウ 令和元年度事業計画案及び予算案について

委員

(令和元年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立笹島中学校長 愛知県私学協会文化部長 愛知県立旭丘高等学校長	伊 藤 久 仁 伊 藤 俊 典 杉 山 賢 純
社 会 教 育 関 係 者	公益財団法人名古屋市文化振興事業団専務理事 兼事務局長 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 名古屋市地域女性団体連絡協議会会計	柵 木 厚 宮 下 さおり 田 澤 悦 子

種 別	役 職	氏 名
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	古 田 由美子 笹 岡 克比人
学 識 経 験 者	愛知県立芸術大学教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県美術館長 名古屋造形大学教授 名古屋造形大学准教授 株式会社JTB常務執行役員	小 西 信 之 滝 茂 夫 南 雄 介 高 橋 綾 子 濱 田 樹 里 松 本 博

(10) 名古屋市科学館協議会

博物館法第20条及び名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）に基づき、科学館に置かれ、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

平成30年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 平成29年度事業報告について
- イ 平成29年度決算見込について
- ウ 令和元年度事業計画案について

委 員

(令和元年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 者 関 係 者	名古屋市立砂田橋小学校長 愛知県立千種聾学校長 愛知県私学協会副会長	寺 崎 由希子 大 塚 とよみ 長谷川 信 孝
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事	青 山 淑 子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	中 山 のり子 伊 藤 洋 介
学 識 経 験 者	国立病院機構名古屋医療センター名誉院長 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授 日本放送協会名古屋放送局長 公益財団法人中部科学技術センター専務理事 名古屋商工会議所副会頭 中日新聞社名古屋本社事業局長	直 江 知 樹 東 村 博 子 横 山 清 子 島 田 敏 男 武 藤 陽 一 内 藤 弘 康 澤 田 敬 介

(11) 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第47号）に基づき、伝統的建造物群保存地区の保存に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長及び教育委員会に答申する。

委 員

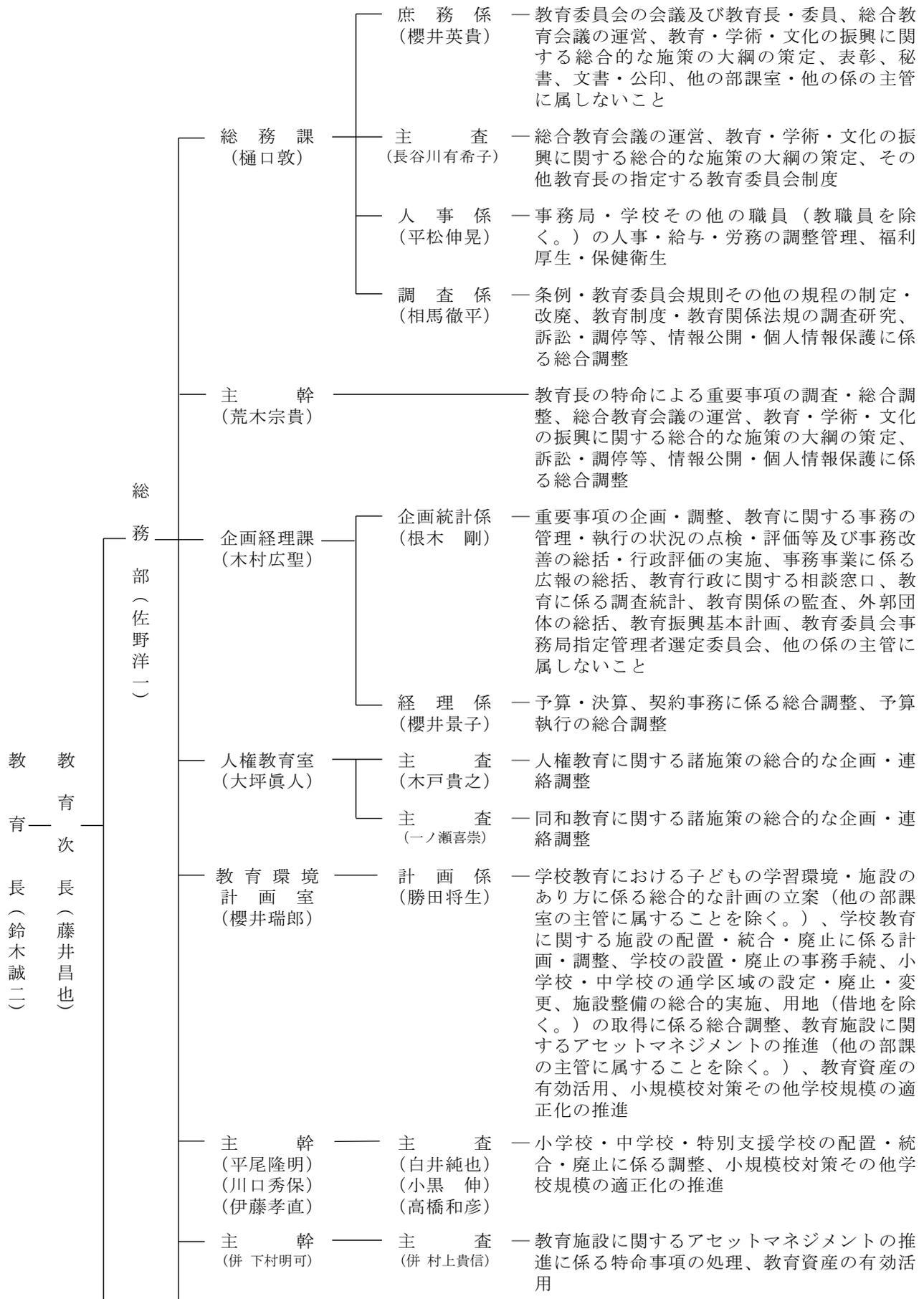
(令和元年7月1日現在)

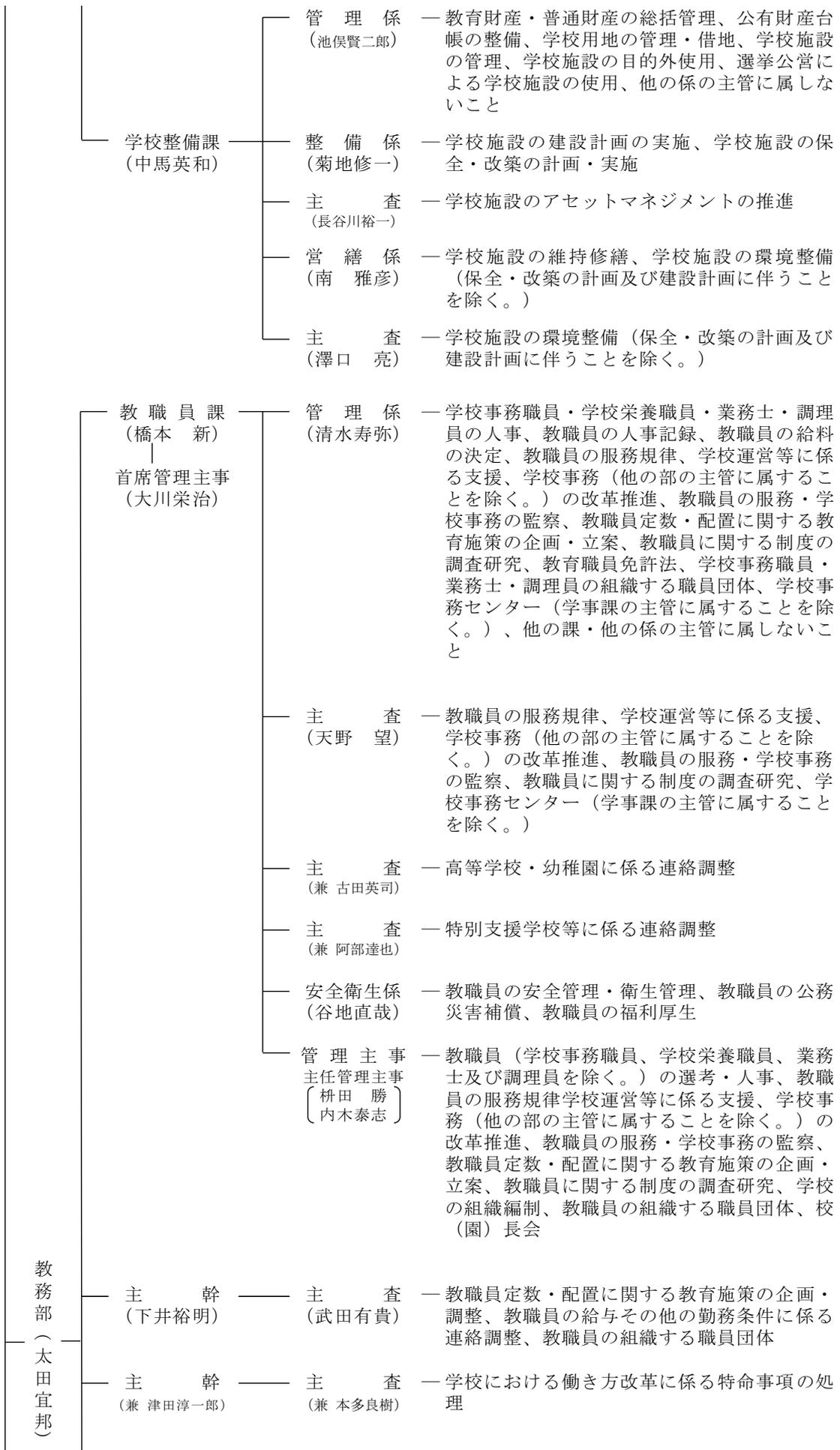
職 名	氏 名
名古屋市立大学大学院教授	溝 口 正 人
東海工業専門学校非常勤講師	岩 田 敏 也
東海学院大学健康福祉学部教授	岡 本 真理子
愛知建築士会（一級建築士）	下 會 所 豊
愛知建築士会（一級建築士）	奥 村 由 美
有松学区区政協力委員会委員長	小 澤 武 夫
有松学区（地区内居住者）	加 藤 明 美
有松商工会会長	梶 野 泉
有松校商工協同組合理事長	成 田 基 雄
有松まちづくりの会顧問（地区内居住者）	服 部 豊

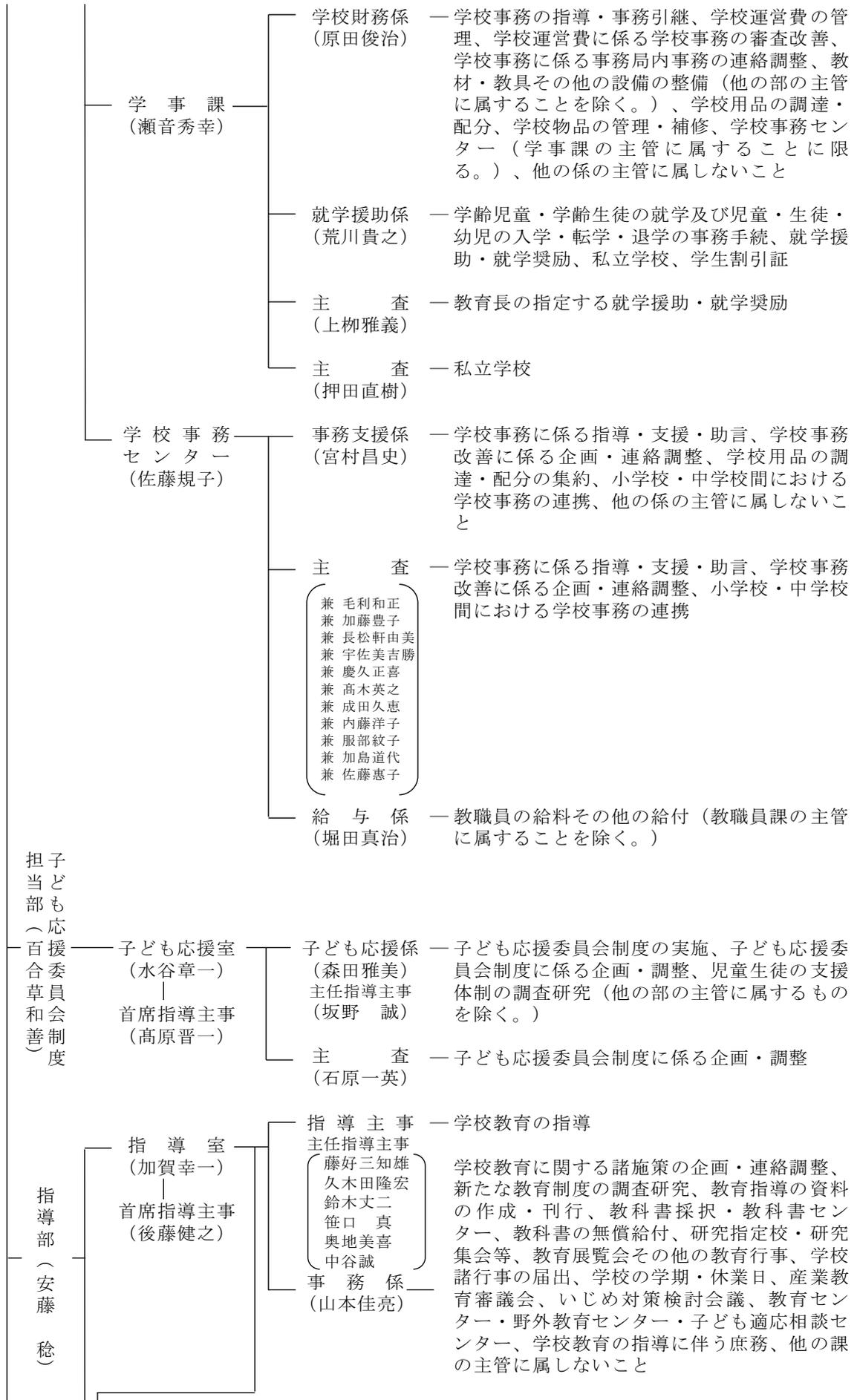
6 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関等

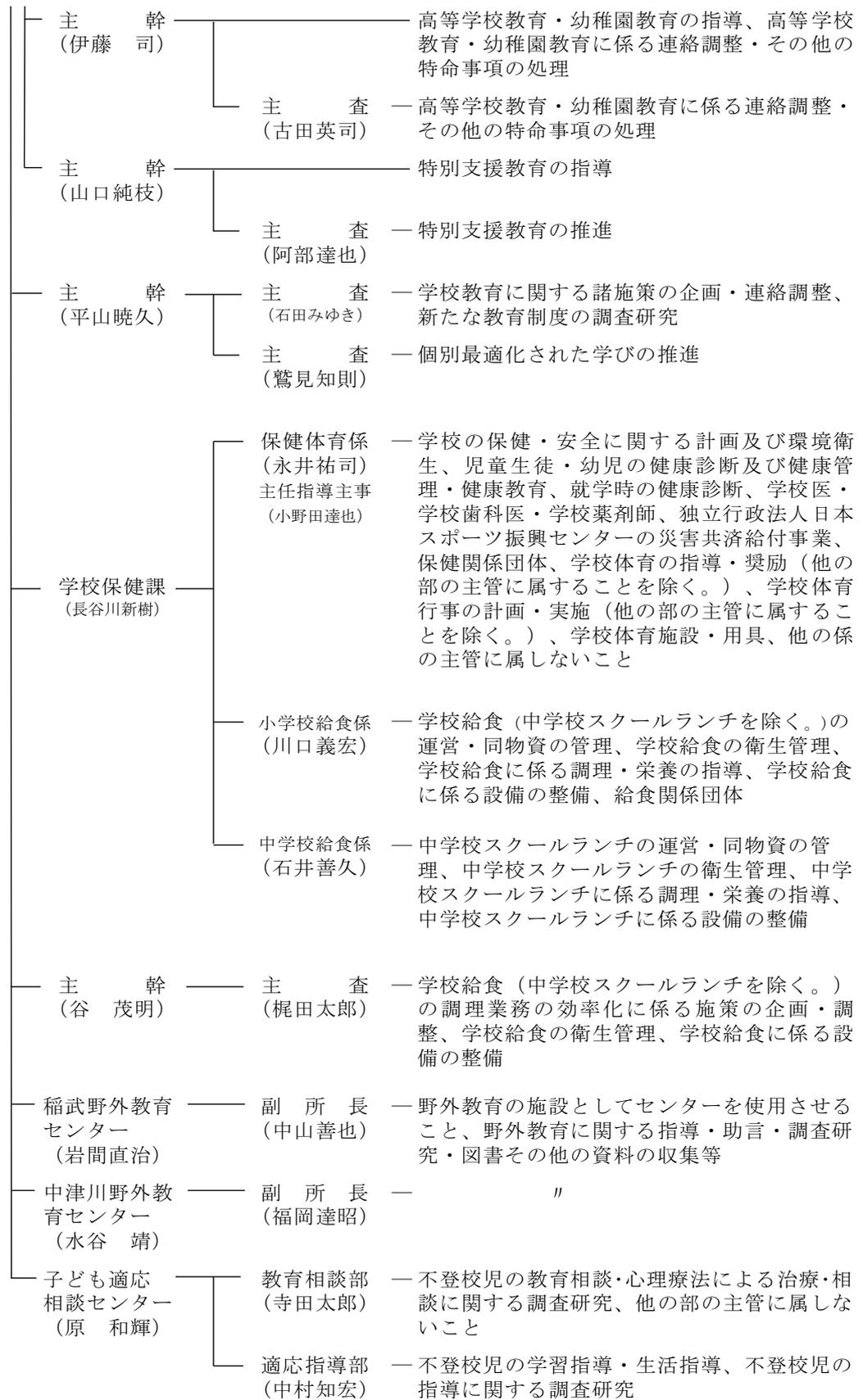
(1) 機構及び事務分掌

(令和元年7月1日現在)

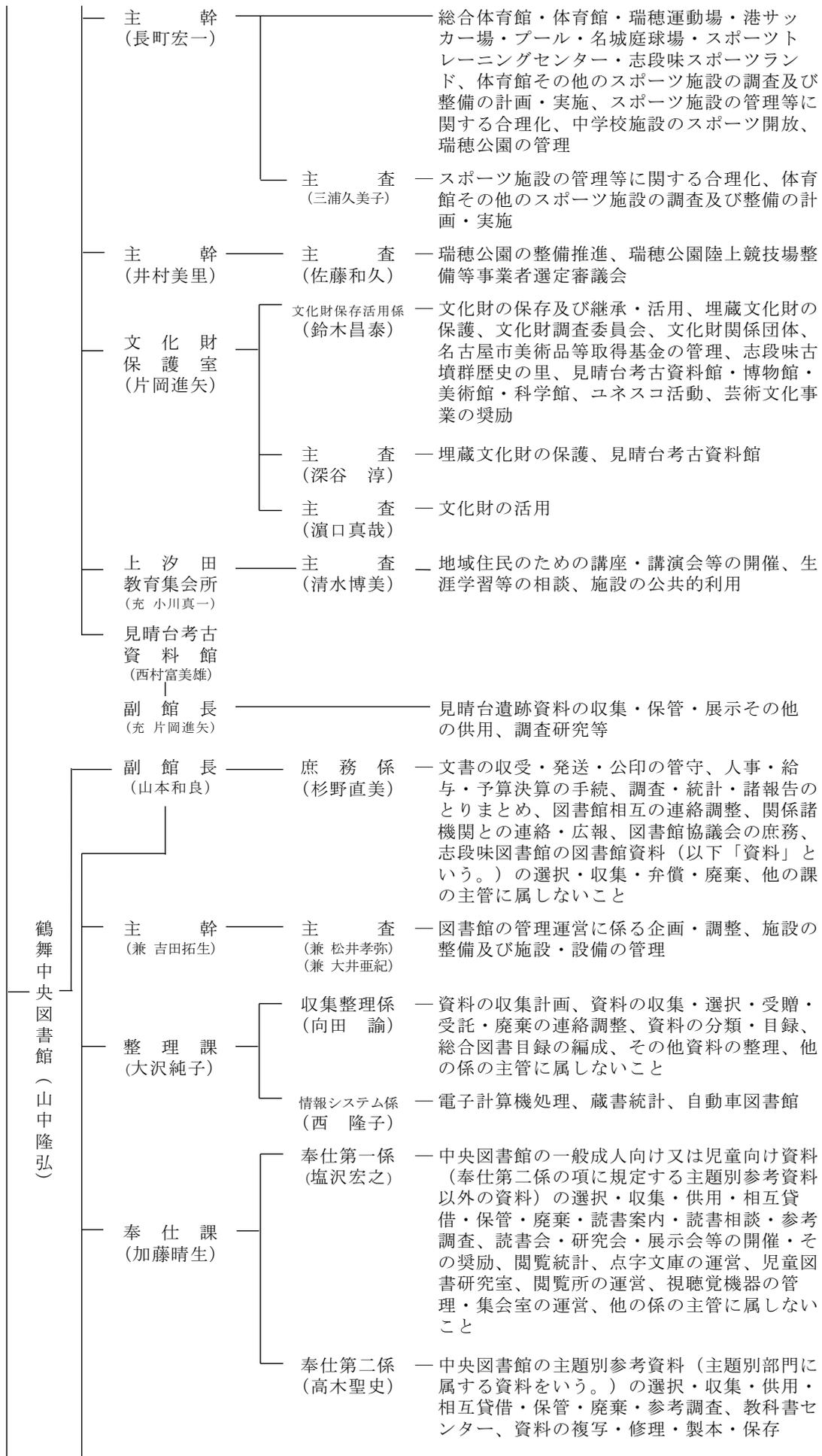




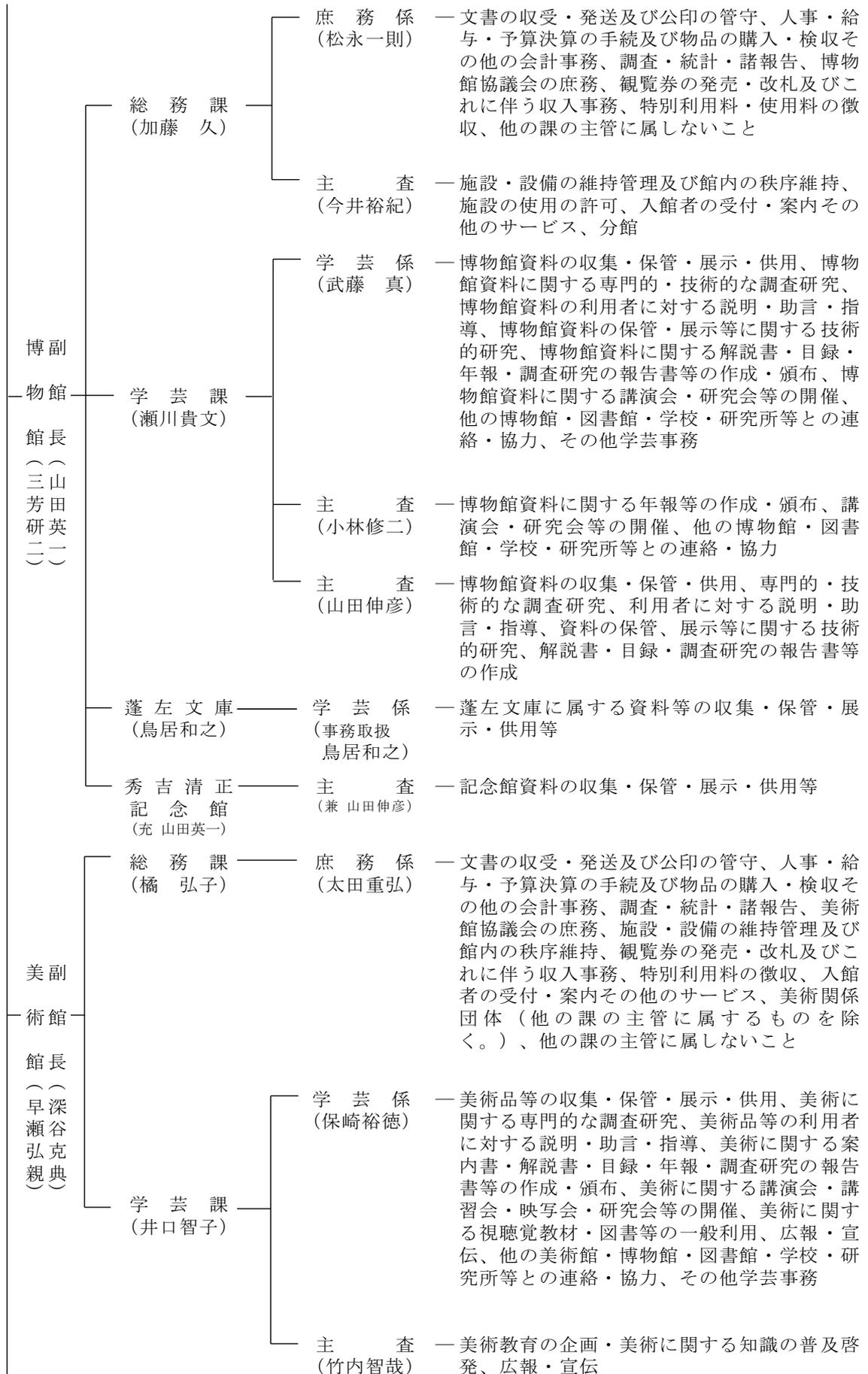


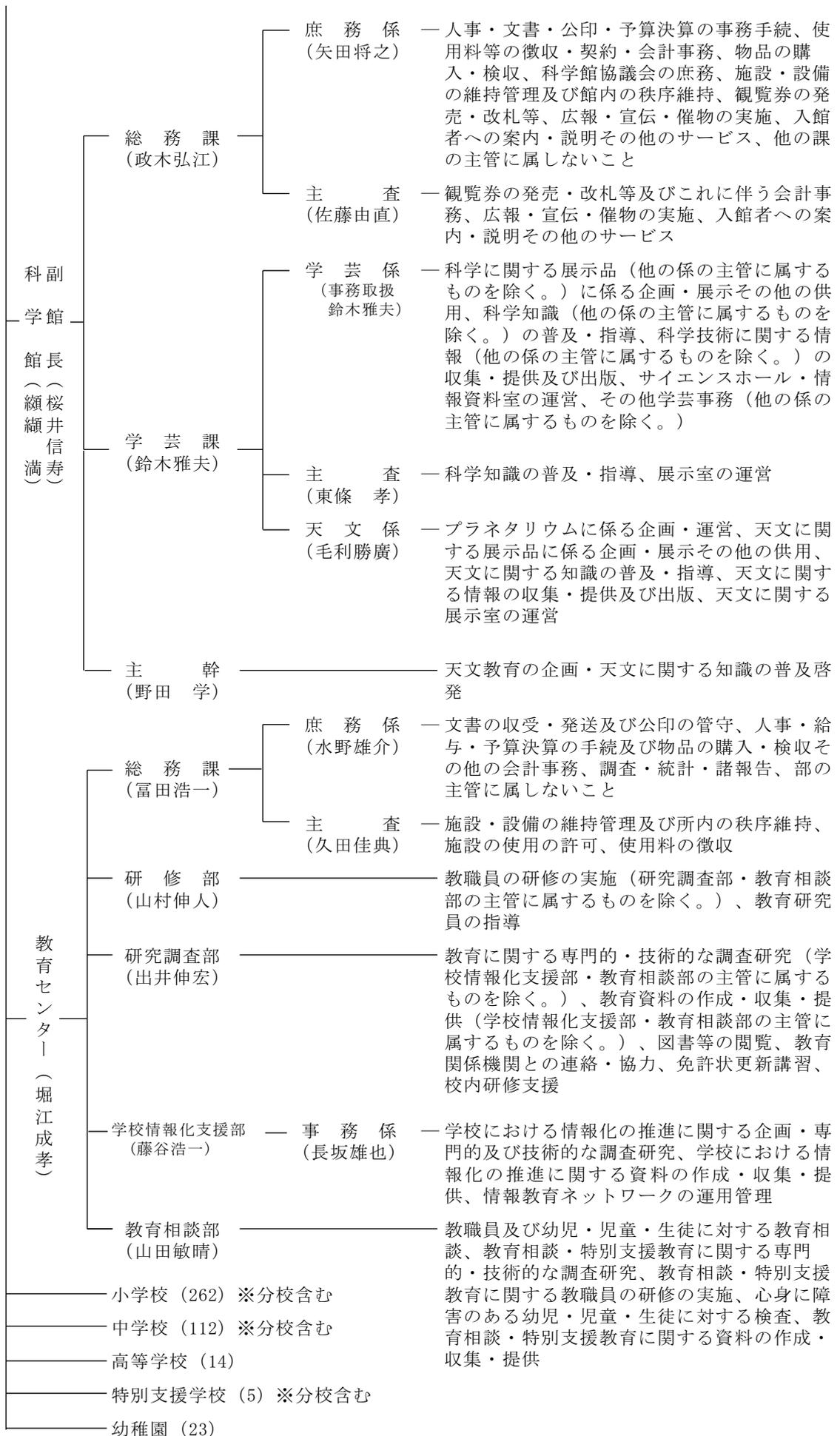


生涯学習部 (五味澤陽平)	生涯学習課 (小川真一)	管 理 係 (碓氷義行)	— 社会教育委員、生涯学習センター・女性会館に係る総合調整、小学校施設の生涯学習開放、高等学校施設の学習開放、生涯学習に関する事業の連絡調整、図書館（他の係の主管に属することを除く。）、他の課室・他の係の主管に属しないこと
		社会教育係 (吉野 徹)	— 生涯学習の推進に関する諸施策の企画・調整、社会教育に関する諸施策の調査研究、成人教育、家庭教育の振興、女性教育、生涯学習センター・女性会館における教育に関する事業の企画・実施に係る専門的事項、PTA、女性教育関係団体、視聴覚教育、学校における部活動（他の課の主管に属することを除く。）
		生涯学習係 (梅村尚生)	— 生涯学習に関する専門的な調査研究・先導的な学習の方法の開発、生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集・提供、生涯学習に関する各種の団体・機関との連携協力、生涯学習センター・女性会館の事業、女性教育の事業、生涯学習センター・女性会館の管理等に関する合理化
		主 査 (森 裕晃)	— 女性教育、女性教育関係団体、女性会館
参事 (兼 山中隆弘)	主 幹 (吉田拓生)	主 査 (松井孝弥) (大井亜紀)	— 図書館改革の推進に係る総合調整
	ス ポ ー ツ 振 興 課 (吉見昌久)	市民スポーツ係 (野村直弘)	— スポーツの普及及び振興（他の係の主管に属することを除く。）、市民スポーツ・レクリエーションの指導・奨励（他の係の主管に属することを除く。）、スポーツ推進審議会、体育関係団体・レクリエーション関係団体（他の係の主管に属することを除く。）、スポーツ推進委員、教育スポーツ協会、他の係の主管に属しないこと
		主 査 (粉川俊一朗)	— アジア競技大会に係る特命事項の処理
		少年スポーツ係 (楓 知樹)	— 少年のスポーツの普及・振興、学校における部活動（体育に係るものに限る。以下「運動部活動」という。）、運動部活動関係団体、運動部活動に関する行事の計画及び実施
		施 設 係 (筒井亜希子)	— 総合体育館・体育館・瑞穂運動場・港サッカー場・プール・名城庭球場・スポーツトレーニングセンター・志段味スポーツランド、体育館その他のスポーツ施設の調査・整備の計画・実施、スポーツ施設の管理等に関する合理化、中学校施設のスポーツ開放、瑞穂公園の管理、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会
	主 幹 (津田淳一郎)	主 査 (本多良樹)	— 小学校における部活動の見直しの推進



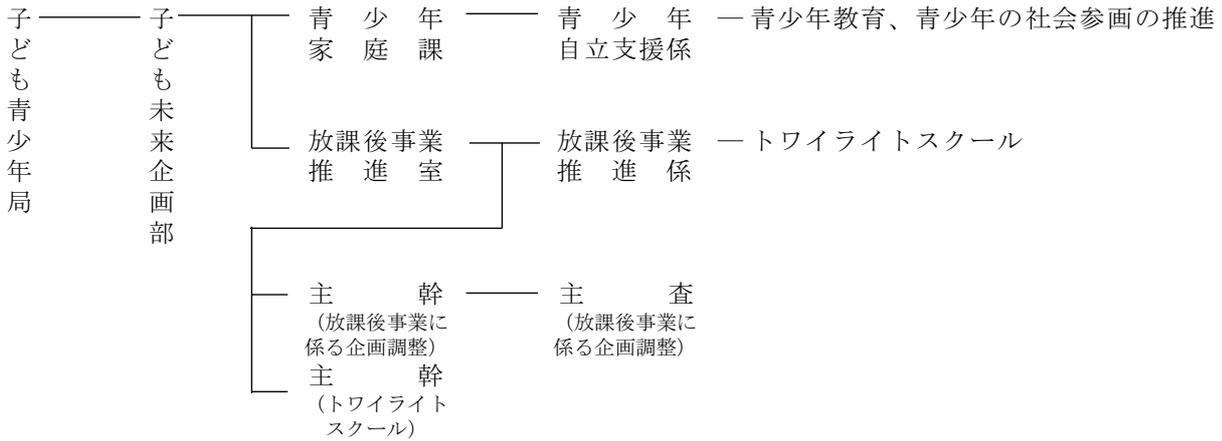
千種図書館 (古賀 望)	奉仕係 (田中俊之)	—	資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等
東図書館 (小汐 智美)	奉仕係 (中野正博)	—	〃
北図書館 (田中敦司)	奉仕係 (山口浩実)	—	〃
楠図書館 (兼 田中敦司)	奉仕係 (天野和彦)	—	〃
西図書館 (森園茂樹)	奉仕係 (古畑隆敏)	—	〃
山田図書館 (兼 森園茂樹)	奉仕係 (河合和美)	—	〃
瑞穂図書館 (篠山治人)	奉仕係 (大久保智恵)	—	資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等、緑図書館・徳重図書館の資料の選択・収集・弁償・廃棄
熱田図書館 (堀 淳)	奉仕係 (荻島直子)	—	資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等
中川図書館 (坂東 彰)	奉仕係 (鈴木崇文)	—	資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等、中村図書館・富田図書館の資料の選択・収集・弁償・廃棄
港図書館 (岡部なぎさ)	奉仕係 (畑中義国)	—	資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等
南陽図書館 (兼 岡部なぎさ)	奉仕係 (生武 崇)	—	〃
南図書館 (阪口泰子)	奉仕係 (中村 剛)	—	〃
守山図書館 (池上和仁)	奉仕係 (森田和光)	—	〃
名東図書館 (兼 古賀 望)	奉仕係 (深澤淳一郎)	—	〃
天白図書館 (滝川嘉彦)	奉仕係 (山盛平和)	—	〃



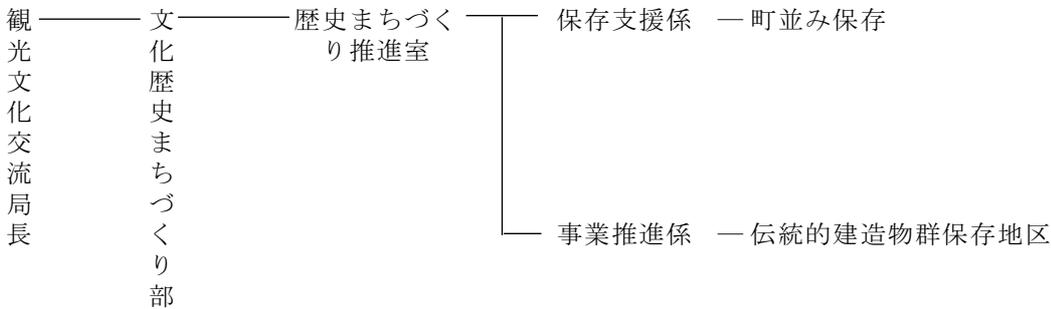


公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会へ派遣			
局付理事 〈事務局長〉	寫村 麻美子	局付主査 〈総務課庶務係長〉	坂本 純一
局付主幹 〈総務課長〉	北村 仁志	〈総務課経理係長〉	侍園 純平
〈学校開放課長〉	井戸 千鶴		
〈学校給食課長〉	加藤 行孝		

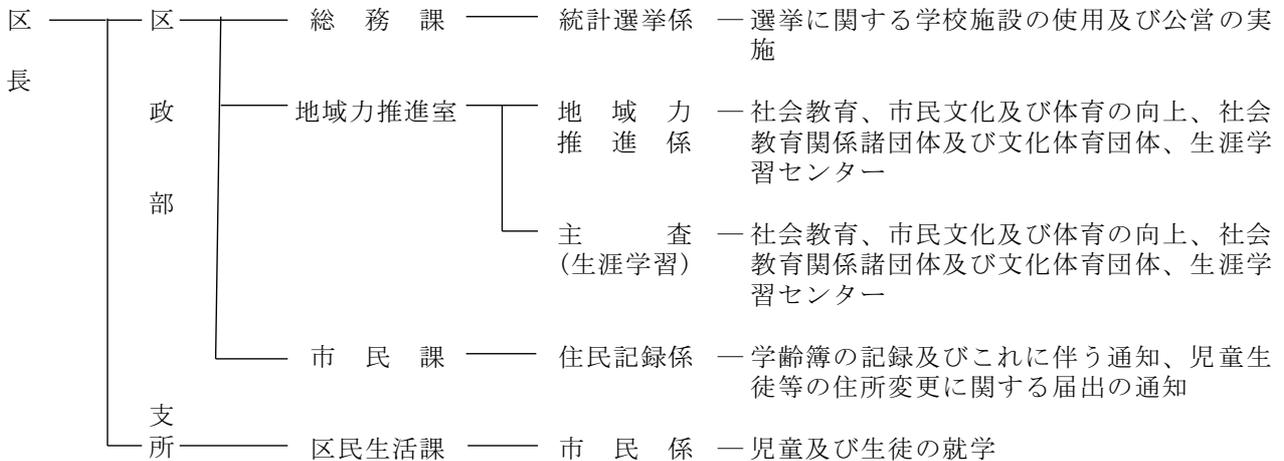
(2) 子ども青少年局における教育関係事務



(3) 観光文化交流局における教育関係事務



(4) 区役所(16区)における教育関係事務



組織機構	職種別	合 計	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	事務職員			技術職員			
					主 事 等	司 書	学 芸 員	技 師 等	保 健 師	管 理 栄 養 士	業 務 士
総計		769	243	23	357	79	42	12	2	6	5
小計（事務局）		477	201	21	233	—	8	5	2	6	1
総務部		85	1	2	81	—	—	1	—	—	—
総務課		27	—	—	27	—	—	—	—	—	—
企画経理課		17	—	—	17	—	—	—	—	—	—
人権教育室		3	—	2	1	—	—	—	—	—	—
教育環境計画室		13	1	—	12	—	—	—	—	—	—
学校整備課		25	—	—	24	—	—	1	—	—	—
教務部		69	17	—	49	—	—	—	2	—	1
教職員課		44	17	—	25	—	—	—	2	—	—
学事課		25	—	—	24	—	—	—	—	—	1
子ども応援委員会制度担当部		151	145	—	6	—	—	—	—	—	—
子ども応援室		151	145	—	6	—	—	—	—	—	—
指導部		81	37	—	37	—	—	1	—	6	—
指導室		50	32	—	18	—	—	—	—	—	—
学校保健課		31	5	—	19	—	—	1	—	6	—
生涯学習部		91	1	19	60	—	8	3	—	—	—
生涯学習課		40	—	18	22	—	—	—	—	—	—
スポーツ振興課		34	1	1	30	—	—	2	—	—	—
文化財保護室		17	—	—	8	—	8	1	—	—	—
小計（公所）		292	42	2	124	79	34	7	—	—	4
稲武野外教育センター		5	1	—	2	—	—	—	—	—	2
中津川野外教育センター		4	1	—	2	—	—	—	—	—	1
子ども適応相談センター		11	8	—	3	—	—	—	—	—	—
学校事務センター		13	—	—	13	—	—	—	—	—	—
上汐田教育集会所		1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
見晴台考古資料館		2	—	—	1	—	1	—	—	—	—

鶴舞中央図書館	50	—	—	17	32	—	—	—	—	1
千種図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
東図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
北図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
楠図書館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
西図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
山田図書館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
瑞穂図書館	6	—	—	2	4	—	—	—	—	—
熱田図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
中川図書館	6	—	—	2	4	—	—	—	—	—
港図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
南陽図書館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
南図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
守山図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
名東図書館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
天白図書館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
博物館	31	—	—	15	—	14	2	—	—	—
蓬左文庫	3	—	—	2	—	1	—	—	—	—
秀吉清正記念館	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—
美術館	17	—	—	10	—	6	1	—	—	—
科学館	31	—	2	15	—	12	2	—	—	—
教育センター	49	32	—	16	—	—	1	—	—	—

(注) 1 教育長を除く。

2 事務職員の役職者は主事等に、技術職員の役職者は技師等に含む。

7 教育委員会所管施設一覧

学 校 教 育 施 設	幼稚園	23	社 会 教 育 施 設	生涯学習センター（分館含む）	17
	小学校（分校含む）	262		女性会館	1
	中学校（分校含む）	112		総合体育館	1
	高等学校	14		体育館	14
	特別支援学校（分校含む）	5		名城庭球場	1
	野外教育センター（分館含む）	3		プール	13
	子ども適応相談センター	1		スポーツランド	1
小計	420	スポーツトレーニングセンター		2	
そ の 他 の 施 設	学校事務センター	1		瑞穂運動場	1
	教育センター（分館含む）	2		港サッカー場	1
	学校体育センター	3		図書館（分館含む）	21
	小計	6		博物館（分館含む）	3
				見晴台考古資料館	1
				美術館	1
			科学館	1	
			志段味古墳群歴史の里	1	
		小計	80		
			合計	506	

8 広報広聴調査活動

（1）広 報

教育委員会の重点施策や事業は、市の広報紙「広報なごや」あるいはテレビ・ラジオ等を通して幅広く市民に知らせるとともに、市政記者クラブを通じて報道機関へ関係資料を提供した。また、平成29年度中における市の教育事業等を集録した「教育要覧 平成30年版」を作成した。

（2）広 聴

市民の教育に対する「声」を行政に反映させることを目的として次の広聴活動を実施した。

ア 個別広聴（市民の声）

市民からの教育に関する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せは、市民経済局広聴課および区役所地域力推進室を通じて「市民の声」として寄せられた。平成30年度の総数は747件で、その主な内訳は次のとおりである。

声の種類	件数	声の種類	件数
1 学校教育	220	2 生涯学習	431
(1) 入学・転校	2	(1) 成人教育	3
(2) 通学区域	9	(2) 社会教育施設	62
(3) 学校施設	27	(3) 博物館施設	14
(4) 教職員	24	(4) 文化財保護	2
(5) 教育指導・教育相談	132	(5) スポーツ・レクリエーション	350
(6) 就学支援	10		
(7) 学校給食	16	3 その他	96

イ 集会 広聴

(ア) 団体広聴

団体から寄せられる市政への要望や意見のうち、内容が複数局に係わるものについて、団体広聴として市民経済局広聴課が窓口になり、文書回答をし、関係局との話し合いの場を設け、団体とのコミュニケーションに努めている。

平成30年度は、17団体の要望等が団体広聴として処理されたが、そのうち教育に関する要望等が含まれていたのは、12団体であった。

(イ) 地域懇談会

区長をはじめ区内公所（署）長と関係局職員が地域区民の意見、提案など直接聴き、これを行政に反映するとともに、市区政についての広報を図り、区民の理解を深めることによって住みよいまちづくりを進めていくことを目的として、地域懇談会を各区で開催している。

平成30年度は、42回開催され、「教育」に関しての事項は74件であった。

(3) 調査統計

平成30年度に実施した調査統計は次のとおり13件で、このうち文部科学省主管によるものが4件、県教育委員会主管によるものが3件、市教育委員会が独自に実施したものが6件であった。

<平成30年度実施の調査統計一覧>

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
学校基本調査	30年5月			文部科学省
{ 学校調査 卒業後の状況調査 不就学学齢児童生徒調査		市立学校(悉皆)	学校、在学者、学級数等	
		中・高(悉皆)	卒業者数、進学者数等	
		市教委・区役所(悉皆)	理由別不就学者数	
学校保健統計調査	30年4月	市立学校(標本)	発育・健康状態	〃
地方教育費調査	30年6月	市立学校・市教委(悉皆)	学校教育費、社会教育費及び教育行政費の使途別、財源別支出状況等	〃
社会教育調査	30年10月	社会教育施設・市教委(悉皆)	職員・施設・設備・事業実施・利用の状況	〃
中学校卒業者の進学状況調査	30年5月	中学校(悉皆)	高等学校進学者等	県教委
高等学校入学状況調査	30年5月	高等学校(悉皆)	志願者・入学者数	〃
中学校卒業見込者の進路希望状況調査	30年9月 12月	中学校(悉皆)	高等学校への進学希望者数	〃
幼児児童生徒数、学級数、教職員数調査	30年4月	市立学校(悉皆)	在学者数、学級数、教職員数	市教委
小学校卒業者の進学状況調査	30年4月	小学校(悉皆)	設置者別中学校入学状況	〃
高等学校卒業者の進路状況調査	30年4月	高等学校(悉皆)	進学者、就職者数等	〃
学校保健調査	30年4月	市立学校(悉皆)	発育状況、健康状態	〃
幼児人口実態調査	30年4月	区役所(悉皆)	学区別幼児(0~5歳)数	〃
義務教育人口の推計	30年5月	市教委、小・中学校(悉皆)	学校別児童生徒数、学級数	〃

9 企画調整事務

企画調整事務は、教育委員会内の重要事項の企画調整並びに他の局等に関わり合いをもつ事務事業についての連絡調整である。各種計画の教育委員会における対応をはじめ、教育委員会内の全般の事務事業について総合的・有機的な執行のための潤滑油的な役割を担っている。

(1) 教育委員会内の重要事項の総合調整

教育委員会の重要事業計画及び教育委員会内重要事項の事前・事後調整

(2) 複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整

複数の局室区にわたる会議の重要事項に関する議案の事前調整、その決定事項の事後調整、進行管理

(3) 教育長・教育次長の特命による事務事業

教育委員会内各課間における分掌事項の間隙部分に対する対応措置の立案

(4) 規程に基づく事務

ア 計画主任の事務（計画主任設置規程）

イ 広報幹事の事務（名古屋市広報広聴事務取扱規程）など

○ 本市の計画

計 画 の 名 称	教育委員会関係部分	備 考
名古屋市基本構想	IV-3 市民の教育と文化	昭和52年12月20日 市議会で議決
名古屋市総合計画2018	施策 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 16, 18, 33, 34, 35, 38, 43, 44の該当 部分	平成26年10月1日 市議会で議決 (～平成30年度まで)

10 争 訟 事 務**(1) 教職員に係る勤務条件に関する措置要求**

平成29年度、平成30年度に人事委員会の判定又は決定があった勤務条件に関する措置要求は、4件である。

ア 平成29年7月4日提出の件（平成29年人委（措）第1号） 要求者 小学校臨時的任用職員ら7人

平成29年4月から実施された愛知県から名古屋市への権限移譲に伴う臨時的任用職員の勤務条件の切下げにより、要求者ら及び学校現場に多大な影響が生じていることについて、休暇制度を権限移譲前と同様にする、期末勤勉手当の算定方法を権限移譲前と同様にする、再雇用禁止制度を廃止すること等

（平成29年12月26日名古屋市人事委員会判定「要求一部認容、その他棄却・却下」）

イ 平成30年4月9日提出の件（平成30年人委（措）第1号） 要求者 中学校教諭

朝の職員打合せが勤務の開始時刻と同時に開始されており、要求者が勤務開始時刻よりずいぶん前もって出勤することを強要されていることについて、朝の職員打合せの開始時刻を

遅らせること、超過勤務をさせないこと、校長を懲戒処分にする事等

(平成30年7月23日名古屋市人事委員会判定「要求棄却・却下」)

ウ 平成30年9月10日及び同年12月26日提出の件(平成30年人委(措)第3号及び平成31年人委(措)第1号併合) 要求者 中学校教諭

要求者の勤務する学校に休養室がなく、平成30年度に設置された休憩室には職員が床でできる設備がないことについて、要求者の勤務する学校に男女別の休養室を設置すること、市立の全学校における男女別の休養室の設置状況を調査し、未設置校に休養室を設置すること等

(平成31年3月18日名古屋市人事委員会判定「要求棄却・却下」)

エ 平成31年3月13日提出の件 要求者 中学校教諭

要求者の勤務する学校において出席簿等に男女別名簿が使用され、要求者が男女不平等の教育を強制され、精神的苦痛を与えられていることについて、学校長を懲戒処分にする事、男女混合名簿を導入すること等

(平成31年3月29日名古屋市人事委員会決定「要求却下」)

(2) 教職員に係る不利益処分についての不服申立て

平成30年度に人事委員会の裁決があった不利益処分についての審査請求は、1件である。

ア 平成30年5月29日提出の件(平成30年人委(審)第1号) 要求者 中学校教諭

平成30年4月1日付要求者の転任処分は、恣意的で不当な転任処分であり、手続き上の違法が認められ、また、不必要な長い通勤時間を強いられるなど不利益がある等するので、取り消されるべきである。

(平成31年2月20日名古屋市人事委員会判定裁決「却下」)

(3) 教職員に係る訴訟事件

ア 懲戒免職処分取消等請求事件(平成26年(行ウ)第135号)(第1事件)

不当利得返還請求事件(平成29年(ワ)第141号)(第2事件)

第1事件原告・第2事件被告 元中学校事務職員

第1事件被告・第2事件原告 名古屋市

中学校の元学校事務職員が、公金を横領したとの処分理由により懲戒免職処分を受けたが、当該懲戒免職処分は違法であるとして、懲戒免職処分の取消し等を請求して、平成26年12月10日名古屋地方裁判所に提訴した。(第1事件)

当該元学校事務職員が横領した公金約39万円が返還されないため、本市がその返還を請求して、平成29年1月17日名古屋地方裁判所に提訴した。(第2事件)

上記2事件は、平成29年3月27日に併合審理となり、平成31年3月27日に、第1事件について元学校事務職員の請求を棄却し、第2事件について名古屋市の請求を認容し、元学校事務職員に約39万円の支払いを命ずる判決があった。当該元学校事務職員は、これを不服として名古屋高等裁判所に控訴(令和元年(行コ)第40号)し、現在係属中である。

(4) その他の訴訟事件**ア 損害賠償請求事件（平成28年（ワ）第3780号）**

原告 小学校の児童

被告 名古屋市ほか2名

小学生である原告が、小学校の教室内で、加害児童の振り上げたはさみが当たり、左眼眼球破裂等の傷害を負ったところ、担任教師は本件事故発生時、はさみを持った加害児童への指導や配慮を怠っていたとして、約4,300万円の支払いを請求して平成28年8月23日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、平成30年9月6日に訴訟上の和解が成立した。

イ 損害賠償請求事件（平成28年（ワ）第4612号）

原告 元中学校の生徒の保護者

被告 名古屋市

平成25年4月に、当時中学生の保護者であった原告が、授業参観後、運動場に設けられた臨時駐輪場に自転車を取りに行く途中に、知人と立ち話をしていたところ、運動場で部活動をしていた野球部のボールが左側後頭部に当たり後遺障害を負ったとして、慰謝料等約389万円の支払いを請求して平成28年10月12日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、平成30年6月12日に訴訟上の和解が成立した。

ウ 損害賠償請求事件（平成29年（ワ）第4322号）

原告 元学校用務業務員

被告 名古屋市

学校用務業務員を途中退職した原告が、退職した年に係る給与所得の源泉徴収票について、名古屋市が交付を遅滞したために、所得税等の確定申告書に添付できず、税務署に修正申告に行かざるを得ないとして、慰謝料等約5万円の支払いを請求して、平成29年4月10日名古屋簡易裁判所に提訴したものである。同年8月16日に名古屋地方裁判所へ移送され、平成30年7月26日に、原告の請求を一部認容し、被告名古屋市に往復交通費として420円の支払いを命ずる判決があった。

エ 損害賠償請求事件（平成29年（ワ）第2203号）

原告 元中学校の生徒ほか4名

被告 名古屋市

平成26年7月に、当時中学生であった原告が、水泳の授業中、担任教師の指導のもと、学習指導要領の内容に反して、プールへの飛び込みを行ったところ、プールの底に頭を打ちつけ、後遺障害を負ったとして、約3億4,109万円の支払いを請求して、平成29年5月19日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係属中である。

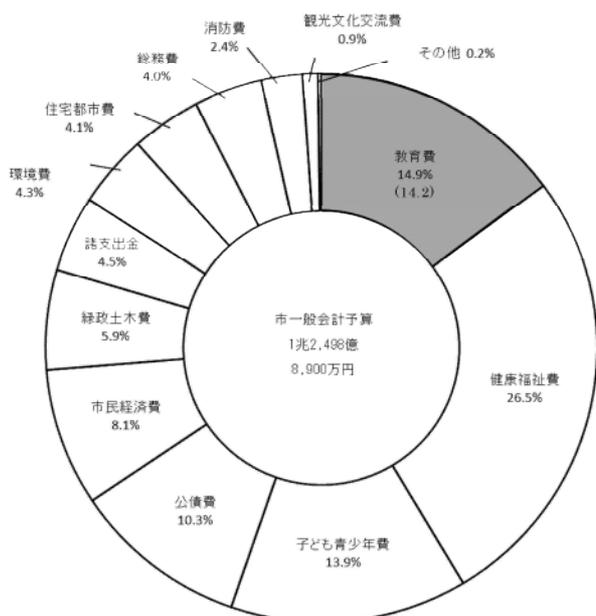
第2章 教育財政

1 令和元年度教育関係予算の概要

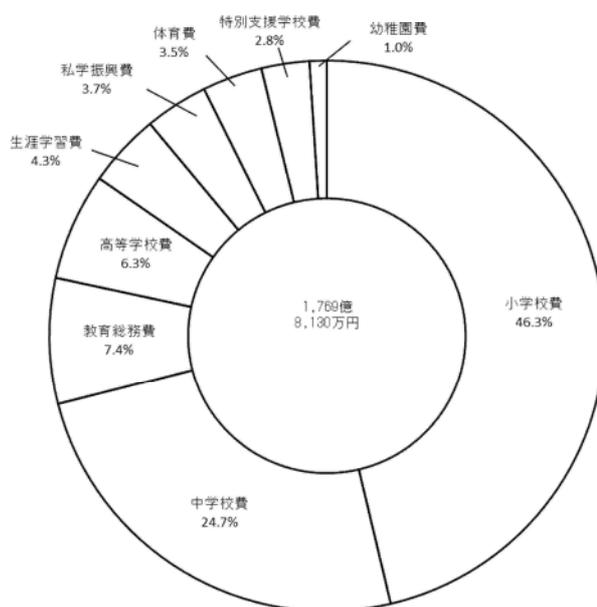
(1) 令和元年度当初予算

教育委員会所管予算額は、1,769億8,130万円で、一般会計の総額1兆2,498億8,900万円のうち14.2%を占めている。

一般会計予算内訳（単位%）



教育委員会所管予算科目別内訳（単位%）



教育費（ ）は、教育委員会所管分

当初予算の科目別内訳

科目	元年度 予算額	30年度 予算額	増△減	主な内容
教育総務費	千円 13,128,796	千円 12,774,116	千円 354,680	
教育委員会費	9,249	9,239	10	委員会の運営費
事務局費	5,026,958	4,630,414	396,544	教職員の人事管理費、職員の人件費始め事務局運営費
教育指導費	3,048,732	2,817,743	230,989	学校教育の指導・支援費及び子ども適応相談センターの運営費

科 目	元年度 予算額	30年度 予算額	増△減	主 な 内 容
学校保健体育費	千円 1,188,538	千円 1,183,622	千円 4,916	学校医等の報酬、学校保健衛生対策費及び学校体育振興費
教育奨励費	1,991,804	1,901,622	90,182	要・準要保護児童生徒及び定時制高校生の就学奨励事業費
教育センター費	1,450,773	1,938,636	△487,863	教育センターの運営費
野外教育 センター費	412,742	292,840	119,902	稲武・中津川野外教育センター、 野外学習センターの運営費
小 学 校 費	81,882,410	81,350,151	532,259	
学校管理費	76,308,604	75,303,907	1,004,697	小学校262校の運営費
学校整備費	5,573,806	6,046,244	△472,438	校舎等のリニューアル改修の工事費、校舎等の保全改修・設備改修の工事費
中 学 校 費	43,731,080	41,988,628	1,742,452	
学校管理費	40,024,632	39,264,764	759,868	中学校112校の運営費
学校整備費	3,706,448	2,723,864	982,584	校舎等のリニューアル改修の工事費、校舎等の保全改修・設備改修の工事費
高 等 学 校 費	11,207,293	11,465,416	△258,123	
学校管理費	11,207,293	11,465,416	△258,123	全日制13校、定時制2校の運営費
幼 稚 園 費	1,793,115	1,645,440	147,675	
幼稚園費	1,793,115	1,645,440	147,675	幼稚園23園の運営費
特別支援学校費	4,963,599	5,511,788	△548,189	
学校管理費	4,963,599	5,511,788	△548,189	特別支援学校5校の運営費
私学振興費	6,554,536	4,056,402	2,498,134	
私学振興費	6,554,536	4,056,402	2,498,134	私立高校生、私立幼稚園児（～9月）の授業料補助など各種助成、子育て支援施設等利用給付（10月～）
生涯学習費	7,618,285	8,672,093	△1,053,808	

科 目	元年度 予算額	30年度 予算額	増△減	主 な 内 容
生涯学習推進費	千円 3,596,859	千円 3,715,576	千円 △118,717	生涯学習の推進、学校開放事業の実施、部活動の振興、成人・女性教育の振興、文化財の保護及び職員の人件費
生涯学習施設費	798,024	658,254	139,770	生涯学習センター（16館）、女性会館、志段味古墳群歴史の里等生涯学習施設の運営費
図書館費	1,258,883	1,252,749	6,134	図書館（21館）の運営費
博物館費	407,194	389,351	17,843	博物館の運営費
科学館費	659,792	664,306	△4,514	科学館の運営費
美術館費	238,610	291,560	△52,950	美術館の運営費
生涯学習施設整備費	658,923	1,700,297	△1,041,374	科学館等の天井等落下防止対策の工事費
体 育 費	6,102,182	5,662,078	440,104	
体育振興費	2,582,143	2,520,986	61,157	市民スポーツの振興費及び総合体育館、スポーツセンター（13館）、市営プール（13か所）、瑞穂運動場、志段味スポーツランド等市民体育施設の運営費
体育施設整備費	3,520,039	3,141,092	378,947	スポーツセンター等の天井等落下防止対策の工事費、スポーツセンター等のトイレ改修の工事費
計	176,981,296	173,126,112	10,416,287	

(2) 当初予算の推移（教育委員会所管分）

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
(百万円)										
教育費	78,204	66,829	61,715	61,168	65,613	72,814	72,590	162,710	173,126	176,981
(%)										
対前年度伸率	11.2	△14.5	△7.7	△0.9	7.3	11.0	△0.3	124.1	6.4	2.2

2 新規・拡充事業及び重点施策

事項	主な内容
ヘルメットの配備	●地震発生時等に安全を確保するためヘルメットを配備
小学校（守山区）の新設	●志段味東小学校から分離
画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善	●一人一人の進度や能力、関心に応じた「公正に個別最適化された学び」を提供するため、調査及び実践等を実施
宿泊行事ヘルパーの派遣	●介助が必要な障害のある児童生徒の宿泊行事に際し、介護ヘルパーを派遣
子育て支援施設等利用給付	●幼児教育・保育の無償化に伴い、10月から私立・国立幼稚園の授業料相当額を給付
小学校における新たな運動・文化活動に向けた調査	●教員以外の指導者による新たな運動・文化活動を検討するための調査
全国中学校体育大会の開催準備	●全国中学校体育大会(水泳競技)の準備委員会を設立し、開催準備を実施
ラグビーワールドカップ2019日本大会公認チームキャンプ事業	●屋外・屋内練習場の整備、仮設トレーニングジムの設置等
第76回国民体育大会冬季大会の開催準備	●実行委員会を設立し、開催準備を実施
瑞穂公園陸上競技場改築事業者選定準備等	●PFI手法による事業者選定に向けた準備等を実施
指定避難所のトイレ改修（小学校）	●指定避難所である小学校において屋外トイレの洋式化等を実施
小学校におけるICTを活用した教育の推進	●学習用タブレット等の整備
校舎等のリニューアル改修	●老朽化した校舎等についてリニューアル改修を実施
肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	●肢体不自由学級設置校において、児童生徒が教室間を円滑に移動するためのエレベーター整備
小学校改築に合わせた複合化整備の調査	●橘小学校において、改築による運動場の狭あいの解消に合わせて、周辺の公共施設との複合化整備に向けた調査を実施
市立幼稚園の防犯対策の強化	●不審者侵入対策等のため、各園に電子錠、モニター付きインターホン及び非常通報装置を設置
高等特別支援学校の設置に向けた調査	●インクルーシブ教育学校の実現に向け、整備手法等の基本調査と教育課程や交流のあり方等具体的な教育内容の研究・調査を実施
なごや子ども応援委員会の運営	●いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題へ対応するなごや子ども応援委員会の体制を強化
学校司書の配置	●児童生徒の学校図書館の利用促進等を図るため、学校司

事項	主な内容
学習支援講師の配置	<p>書を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの未来応援講師、発達障害対応支援講師、不登校対応支援講師、日本語指導講師を配置
小・中学校における理数教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校においてプログラミング教育が必修化される令和2年度に向けた外部講師による授業の実施等
日本語指導が必要な児童生徒の支援 市立高校生の海外派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応 ●市立高校生の海外派遣人数を拡充するとともに、経済的な理由により参加費の負担が困難な生徒を対象とした優先枠を設置
特別支援学校アドバイザーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校の教育活動を支援するために、学校運営や障害特性に応じた指導法等について、外部の専門家を派遣
幼稚園における預かり保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保護者のニーズに応じるとともに、より安心して子育てができるよう、市立幼稚園において預かり保育を拡充
グローバル・エデュケーション・センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバル社会で活躍する人材を育成する拠点となるグローバル・エデュケーション・センターの運営
幼児期の子と親の育ち支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児期における子と親の育ちの支援と幼児教育の質の向上のための取組を実施
ナゴヤ子どもいきいき学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校について望ましい学校規模を確保するための取組を実施
就学援助における入学準備金等	<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助の支給額について、入学準備金、学用品費等の支給単価を増額し、卒業アルバム代を新たに支給
野外教育センターのトイレ改修 部活動顧問派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した野外教育センターのトイレの洋式化 ●部活動の充実・活性化を図るとともに、教員の多忙解消のため、顧問を派遣
土曜日の教育活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統芸能や科学実験など体験を重視した土曜日の学習プログラム
瑞穂公園全体計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●瑞穂公園陸上競技場改築及び瑞穂公園全体の維持管理運営のための中長期計画を策定
市体育館エレベーター等整備の設計	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の利便性を向上させるため、エレベーター等整備の設計を実施
博物館等における伊勢湾台風60年事業	<ul style="list-style-type: none"> ●発生から60年を迎える伊勢湾台風に関わる写真資料のデジタル化及び展覧会の開催等
博物館の魅力向上調査	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な展覧会の誘致や作品の魅力を体感できる展示等、魅力向上に向けた調査等を実施
科学館B6型蒸気機関車の動態展示に向けた調査等	<ul style="list-style-type: none"> ●B6型蒸気機関車について、動態展示に向けた調査・設計を実施

事項	主な内容
文化財保存修理費等補助	●文化財の管理、修理、その他保存及び活用に必要な事業に対する保存修理費等補助金の拡充
科学館ノーベル賞受賞者顕彰施設の整備	●愛知・名古屋ゆかりのノーベル賞受賞者の業績などを分かりやすく伝える施設の整備等を実施
博物館施設のトイレ改修	●トイレの洋式化等を実施
指定避難所給排水機能の確保	●震災時の給排水機能確保に向けた埋設給排水管の改修
窓ガラス飛散防止対策	●指定避難所の施設について窓ガラス飛散防止対策を実施
ブロック塀の撤去等	●現行の建築基準に不適合のブロック塀撤去及びフェンスの新設等
天井等落下防止対策	●吊り天井等について地震発生時の落下防止対策としての撤去等
小学校給食等におけるなごやめしの提供	●名古屋の食文化に愛着と誇りを持ってもらうため、なごやめしの献立を提供
校舎等の保全改修・設備改修	●屋上防水、外壁・トイレの改修、窓ガラス飛散防止対策及び設備の更新を実施
守山養護学校の増築	●守山養護学校産業科棟を増築
インターネット上におけるいじめ等防止対策	●いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応のため、匿名での報告、相談が可能なアプリを試行導入するとともに、ネットパトロールを実施
キャリア支援モデル事業	●就労や進学に関するだけでなく、児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるための取組を実施
子ども適応相談センターにおけるタブレット端末を活用した学習支援事業	●タブレットを活用した学習支援事業においてタブレット台数増等の環境整備
教育館の移転改築	●老朽化が進み、耐震性能が不足している教育館を移転改築し、旧教育館の取り壊しを実施
なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づく図書館改革の推進	●時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら、効果的・効率的に図書館運営を図る取組を推進
瑞穂公園体育館の建設	●スポーツ総合推進拠点である瑞穂運動場に体育館を建設
総合体育館控室の改修等	●老朽化したレインボーホールの控室の改修等
スポーツセンター等のトイレ改修	●トイレの洋式化等を実施
山車行事の総合調査	●鳴海祭、有松祭りにおける山車行事の重要文化財指定に向けた調査等

3 小・中学校標準運営費

標準運営費とは、各教科等教育活動に要する経費及び学校の維持管理等に要する経費（人件費、光熱水費等を除く。）の標準を算定したものである。

(1) 標準運営費の推移

区分 年度	小 学 校				中 学 校			
	校数	予 算 額	1 校 平 均	児童1 人平均	校数	予 算 額	1 校 平 均	生徒1 人平均
	校	千円	千円	円	校	千円	千円	円
22	262	2,800,154	10,688	23,813	110	1,631,188	14,829	30,718
23	262	2,800,154	10,688	24,356	110	1,631,188	14,829	30,421
24	263	2,810,842	10,688	24,694	110	1,631,188	14,829	30,337
25	264	2,809,284	10,641	24,980	111	1,632,660	14,709	30,590
26	264	2,890,925	10,950	25,716	111	1,678,222	15,119	31,828
27	263	2,882,917	10,962	25,589	112	1,692,160	15,109	32,443
28	263	2,879,287	10,948	25,629	112	1,686,969	15,062	33,021
29	262	2,896,901	11,057	25,633	112	1,685,606	15,050	33,362
30	262	3,044,690	11,621	26,832	112	1,837,495	16,406	36,946
元	262	3,463,333	13,219	30,747	112	1,872,204	16,716	37,758

(注) 事務局等で一括支払又は一括購入する経費を含む。

(2) 令和元年度1校当たり標準運営費

科 目	区 分	小 学 校			中 学 校		
		元予算	30予算	対前年比較	元予算	30予算	対前年比較
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
報 償 費		73	73	-	100	99	1
旅 費		670	624	46	1,263	1,184	79
交 際 費		6	6	-	6	6	-
需 用 費		6,819	5,422	1,397	7,343	7,311	32
	(消耗品費)	(6,258)	(4,852)	(1,406)	(6,158)	(6,136)	(22)
	(燃料費)	(4)	(4)	(-)	(6)	(6)	(-)
	(食糧費)	(18)	(18)	(-)	(17)	(17)	(-)
	(印刷製本費)	(301)	(306)	(△5)	(936)	(927)	(9)
	(修繕料)	(187)	(191)	(△4)	(178)	(177)	(1)
	(賄材料費)	(51)	(51)	(-)	(48)	(48)	(-)
役 務 費		315	312	3	489	485	4
	(通信料)	(266)	(264)	(2)	(411)	(408)	(3)
	(手数料)	(49)	(48)	(1)	(78)	(77)	(1)
委 託 料		342	339	3	420	416	4
使用料及び賃借料		227	53	174	331	119	212
工 事 請 負 費		1,881	1,848	33	2,159	2,120	39
原 材 料 費		49	48	1	62	61	1
備 品 購 入 費		2,827	2,886	△59	4,528	4,590	△62
	(庁用備品費)	(826)	(875)	(△49)	(721)	(817)	(△96)
	(事業用備品費)	(1,037)	(1,056)	(△19)	(2,016)	(1,998)	(18)
	(図書費)	(964)	(955)	(9)	(1,791)	(1,775)	(16)
負担金補助及び交付金		10	10	-	15	15	-
計		13,219	11,621	1,598	16,716	16,406	310

4 マイスクールプラン

小・中・高等学校、特別支援学校では、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行う等、多彩な特色ある教育活動や学校づくりを「マイスクールプラン」として実施している。

第3章 計画の推進

1 第3期名古屋市教育振興基本計画

(1) 計画の概要

名古屋市教育振興基本計画は、教育を取り巻く環境や諸制度の変化に対応し、本市教育行政の進むべき方向性を明らかにするとともに、その充実に資する取り組みの総合的かつ計画的な推進のため、平成31年3月に策定した。

この計画の対象範囲は、「名古屋市立の幼稚園、小・中・高等・特別支援学校の各段階における教育・育成に関する施策」、「生涯学習全般における学びの支援に関する施策」、「私立学校の振興に関する施策」としている。

ア 基本理念

この計画では、「なごやっ子教育推進計画（平成19年3月策定）」、「名古屋市教育振興基本計画（平成23年3月策定）」、「名古屋市教育振興基本計画（平成27年3月策定）」の基本理念を受け継ぎ、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念とする。

～この計画がめざす「なごやっ子」像～

- (ア) なごや（郷土）が大好きで、なごや（郷土）をもっとよくしたいと望んでいる
- (イ) 豊かな感性と創造力を備える
- (ウ) 社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
- (エ) 人生をたくましく生きる力を備える
- (オ) 未来への夢を抱き、学び成長し続ける

イ 計画期間

令和元年度～令和5年度（5年間）

(2) 大切にす3つの視点

- ア 人生（ライフキャリア）の支援
- イ 質の高い学びの促進
- ウ 多様な主体との連携・協力

(3) 施策の基本的方向

- ア 子ども一人ひとりの個性を大切にし、社会で活躍できる力を育成します
- イ 子どもや教職員のための良好な教育環境を整備します
- ウ 学校・家庭・地域が共に子どもの豊かな育ちを応援する体制を整備します
- エ 生涯を通じた学びの支援と、名古屋に人を惹きつける文化の魅力の創造・発信を進めます

2 「歴史の里」基本計画

(1) 計画の概要

「歴史の里」基本計画は、平成21年3月に策定の「歴史の里」基本構想をもとに、整備に向けての基本理念や利用・整備内容等について定めた計画として平成26年3月に策定した。

(2) 基本理念

古代ロマンを五感で体感～「学び」と「にぎわい」のある地域づくり～

(3) 基本方針

- ア 貴重な文化財、自然環境の保存
- イ 歴史・文化の体感・体験
- ウ 過去と未来をつなぐ歴史・文化の拠点づくり
- エ 市民と連携し、協働する仕組みの形成

(4) 計画範囲

計画範囲は庄内川、東谷山、尾張丘陵、野添川に囲まれた地域とし、このうち主要な古墳が残る5つの地区を拠点地区としている。

- ア 勝手塚古墳地区
- イ 大塚・大久手古墳群地区
- ウ 白鳥塚古墳地区
- エ 東谷山白鳥古墳地区
- オ 東谷山山頂3古墳地区



3 史跡志段味古墳群保存管理計画

(1) 策定の目的

史跡志段味古墳群を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくことを目的として平成27年3月に策定した。

計画では、史跡志段味古墳群の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を示しており、行政上の指針として位置づけられる。

計画の対象範囲は、史跡指定範囲を基本としているが、今後の追加指定、志段味古墳群の活用や景観保全を考慮し、「歴史の里」整備事業の範囲も含める。

(2) 史跡志段味古墳群の価値

ア 志段味古墳群の学術的価値

- ・ 古墳時代各時期の様々な特色をもつ古墳がまとまって集積し、王権の地方経営の推移が古墳群造営の様相に如実に反映されており、日本の古墳時代の社会構造をうかがうことができる。
- ・ 上志段味には、志段味古墳群と古代豪族・尾張氏との関係をうかがわせる伝承が残されており、志段味古墳群の調査・研究を進めることで、尾張氏をはじめとする尾張の古代豪族の実態や、倭王権との関わりを解き明かすことができる可能性がある。
- ・ 梅原末治による志段味大塚古墳の発掘調査は、東海地方における古墳の発掘調査の初期の事例に位置づけられ、学史的意義を有する。

イ 志段味古墳群が分布するエリアの価値

- ・ 地域の神聖な場所として認識されてきたエリアである。
- ・ 地域の人々が育んできた生活や信仰の文化に触れる機会を与えてくれる貴重な伝統行事を有するエリアである。
- ・ 名古屋市内では数少ない貴重な自然環境を有するエリアである。

(3) 保存管理にあたっての基本方針

ア 保存管理

- ・ 継続的な発掘調査・研究の推進
- ・ 史跡指定古墳の確実な保存と、古墳「群」としての保存のための方策の実施（継続的な保護の取り組み）
- ・ 積み重ねられてきた地域の風土との一体的な保全（関連法規制との連携・調整）

イ 整備

- ・ 志段味古墳群の本質的価値を確実に継承するための適切な保存のための整備の実施
- ・ 志段味古墳群の本質的価値を伝えるための整備の推進

ウ 公開活用

- ・ 「歴史の里」整備事業と一体となった公開・活用に関わる取り組みの推進

エ 保存管理体制

- ・ 多様な関係者が参加・連携する保存管理体制の構築
- ・ 志段味古墳群への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新

4 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針

(1) 方針の概要

市立幼稚園の今後のあり方として、今日的課題への対応を充実させ、各園での教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園などへ広く提供することで、本市全体の幼児教育の質の向上に資するよう取り組み、併せて、幼児人口の減少に対応するため園の再編を実施することとして、平成28年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定した。

(2) 市立幼稚園の役割と今後のあり方

ア 市立幼稚園の役割

私立幼稚園や保育所等と相互に連携・協調しながら、本市全体の幼児教育の充実を図っていく。また、総合的に幼児教育の充実に取り組み、「幼児教育センター（仮称）」と連携して質の高い幼児教育の研究、実践、発信を行っていく。

イ 市立幼稚園の今後のあり方

- ・ 質の高い幼児期の教育の実践及び発信
- ・ 幼保小接続の取り組みの推進
- ・ 幼児期における特別支援教育の充実
- ・ 家庭や地域コミュニティと連携した園運営の推進
- ・ 多様な保護者ニーズへの対応

ウ 「幼児教育センター（仮称）」の開設

教育実践に基づいた調査研究、教職員の資質向上を目指す研修、子育て支援等に取り組むことや実践研究の成果を私立幼稚園・保育所等へ情報提供することにより、本市の幼児教育の質の向上を図る拠点施設として、「幼児教育センター（仮称）」を開設する。

(3) 市立幼稚園の教育環境の整備

ア 市立幼稚園の再編等の考え方

- ・ 市立幼稚園の園児数は減少し、望ましい集団規模を確保しにくい状況にあり、ニーズに対する利用定員も供給過剰が続くと予測される。
- ・ 今後のあり方で掲げた機能強化を実現するため、必要な財源を創出する必要があることから、アセットマネジメントの観点も踏まえ、幼稚園の再編を実施する。

＜再編候補園の選定の観点＞

(ア) 適正規模・適正配置

- ・ 学級数や園児数が一定数に満たない園の再編を検討する。
- ・ 幼稚園教諭の人事交流等が可能な園数を維持する。
- ・ 幼稚園ニーズや地域特性を考慮したうえで、国の幼稚園設置基準、保有教室数、

施設の老朽化の度合い等を含め、総合的に検討する。

(イ) 就園機会の確保

- ・幼稚園への就園を希望する方の就園機会を確保するため、選択可能な私立幼稚園等の状況を考慮する。

(ウ) 運営のあり方

- ・民間移管についても選択肢の一つとして検討する。

イ 職員体制の充実

再編に伴う幼稚園教諭の再配置を踏まえ、望ましい職員体制を総合的に検討する。

ウ 施設の整備

再編に伴う財源確保を踏まえ、施設の老朽化対策を進めるとともに、今後のあり方に基づいた機能強化に必要な整備を検討する。

エ 授業料の公私間格差

私立幼稚園とのサービス提供水準の差を踏まえ、市立幼稚園の教育のあり方とあわせて検討する必要がある。また、幼児教育の無償化についての検討など、国の動向も注視していく必要がある。

5 第3次名古屋市子ども読書活動推進計画

(1) 計画の概要

子どもの読書活動を推進していくため、平成28年度に策定した「第3次名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し、さまざまな読書の機会や場の提供、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいる。

ア 理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。乳幼児期から読書に親しむようにさせるとともに、発達段階に応じた読書活動を総合的に推進する。

(2) 平成30年度の主な実績

ア 10月20日に「なごやっ子読書イベント」を開催。映像と音楽を交えた絵本の読み聞かせステージや、本の世界を体験するイベント、名古屋市図書館所蔵の絵本等の出張貸出などを実施し、約2,200人が来場した。

イ 市内全保健センターの乳幼児健診時に絵本紹介冊子を3種類配布するとともに、585回27,500人の子どもと保護者に絵本の読み聞かせを実施した。

ウ 市立小学校、中学校及び特別支援学校に「なごやっ子読書ノート」、「なごやっ子読書カード」を配布し、日常生活における読書意欲と表現力を喚起した。「なごやっ子読書ノ

ート」への参加意欲を更に高めるため、記念品の配布及びノートへ感想文等を書いた子どもへの完成特典を新たに設けた。

エ 「なごやっ子読書ノート」の完成特典として図書館の業務を体験できるカウンター体験事業を全区の図書館で実施し、251名の小学生が参加した。

オ 読書への興味関心を高めるため、市立小学校・特別支援学校小学部4～6年生および市立中学校・特別支援学校中学部全学年を対象に、「本の帯コンクール」を実施した。

カ 鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、市立小中学校・特別支援学校の学校図書館に図書室整備・図書購入・図書委員会活動・現場職員研修・授業協力等の助言を21校25件行った。また学校への配送サービスとして「学習支援図書セット貸出」を68校180件、「特別支援教育資料貸出」を11校217点実施した。図書修理ボランティアを養成、61校にのべ190人を派遣し、4,671冊の修理を行った。

キ 児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進を図るため、市内小中学校32校に学校司書を配置した。

6 名古屋市歴史文化基本構想

(1) 構想の概要

市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、地域の歴史的経過や特性を明らかにする取り組みを行った。それをもとに地域の文化財の保存活用の方針についてまとめ、文化財を未来に伝え活かすことをめざす「名古屋市歴史文化基本構想」を平成29年3月に策定した。

(2) 基本理念

私たちのまちの文化財 「知る」「伝える」「活かす」

(3) 基本方針

ア 知る ～地域の文化財を知る 新たな価値の発見・掘り起こし～

イ 伝える ～地域の文化財を未来へ伝える～

ウ 活かす ～地域の文化財を活かす 学びから発信へ～

(4) 今後の取り組み

熱田神宮や名古屋城などの「名古屋を代表する文化財」を核としながらも、埋もれている地域に残された石造物や屋根神などの「身近なまちの文化財」に焦点をあて、名古屋の文化財の姿をとらえていく。

そのうえで地域的・歴史的・空間的な関係性から意味づけた「関連文化財群」をもとに、文化財の新たな価値を広く市民とともに見出していく取り組みを進めていく。

7 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

(1) 計画の概要

「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、市立幼稚園が本市の幼児教育を取り巻く現状や課題に対応し、本市全体の幼児教育の充実を図っていくための取り組みを着実に推進するとともに、園の再編を行うことを目指して、平成29年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を策定した。

(2) 計画の取り組み

「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現するために、下記の取り組みを行っていく。

ア 市立幼稚園では、子ども・子育てや幼児教育を取り巻く今日的な課題に対応していく。

- ・ 幼保小接続の取り組み
- ・ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- ・ 地域に開かれた幼稚園づくり など

イ 本市全体の幼児教育の振興を図るための拠点施設として、「幼児教育センター」を設置し、その事業を通して私立幼稚園や保育所などとの連携を図る。

ウ 幼児人口の状況や保護者の幼稚園・保育ニーズなどを踏まえて、市立幼稚園の再編を行う。

- ・ 報徳幼稚園（北区）、はとり幼稚園（中川区）、比良西幼稚園（西区）を閉園する。

<実施工程>

園名	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
報 徳 （北区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
はとり （中川区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
比良西 （西区）		3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園

(3) 計画期間

平成29年度～令和8年度（10年間）

8 名古屋市学校施設リフレッシュプラン

老朽化の進展に伴い更新需要の高まる学校施設について、限られた予算で安心・安全・快適な教育環境を確保していくため、今後の維持管理・更新にかかる基本的な考え方を取りまとめた「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を平成29年8月に策定した。

(1) 期間

平成29年度～令和32年度（34年間）

(2) 位置づけ

「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などを本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけており、本プランをその個別施設計画として位置づける。

(3) 対象

名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校におけるすべての校(園)舎及び付帯施設(運動場、プールなど)

(4) 基本的な考え方

ア 学校施設の目指すべき姿

学校施設を取り巻く現状を踏まえ、目指すべき姿を「財政的に持続可能な範囲で、安心・安全・快適な環境が確保された学校施設」とし、実現に向けて「施設の長寿命化」に取り組む。

イ 長寿命化の考え方

(ア) 基本的な整備サイクル

構造体耐久性調査の結果による個々の建物寿命を勘案し、原則として80年使用し、劣化が著しく進行しないよう、概ね築20年ごとに適切な改修を実施する。

(イ) 整備手法

概ね80年程度で改築することから、改築までの残り期間を勘案し、以下のとおり築年数に応じた適切な改修を適切な時期に実施する。

グループ	建築年次	改修時期	改修の内容
Aグループ	～昭和41年	築60年 築80年	保全改修＋設備改修 改築
Bグループ	昭和42～50年	築50年 築80年	リニューアル改修 改築
Cグループ	昭和51～55年	築40年 築60年 築80年	リニューアル改修 保全改修 改築
Dグループ	昭和56～平成7年	築50年 築80年	リニューアル改修 改築
Eグループ	平成8年～	築20年 築40年 築60年 築80年	保全改修 リニューアル改修 保全改修 改築

(ウ) 整備内容

○保全改修

機能回復を図るため、屋上防水や外壁改修、トイレ改修を一体的に実施

○リニューアル改修

屋上防水や外壁、内装の一体的な改修とともに、受変電設備や受水槽、給排水管などの更新や社会的ニーズに対応するための機能向上を図る改修を実施

○設備改修

特に老朽化した設備機器に特化した改修を実施

(5) 持続可能性の検証

長寿命化を図っただけでは、近年の施設整備費の年平均（一般財源ベースで41億円）を上回るが、将来の児童生徒数を踏まえ、学校統合により現在の保有資産量から19～24%削減するとともに跡地活用に取り組むことで、近年の施設整備費の年平均以内とすることが可能となる。

(6) 今後の新たな取り組み

今後の人口減少社会を見据え、本プランを継続的に運用していくため、以下について、市民との協働推進や啓発を含め、市全体で横断的に検討する。

- ア 整備手法・基準の見直し
- イ 保有資産の有効活用
- ウ 施設運営の効率化
- エ 施設の多目的活用
- オ 良好な教育環境の確保

9 なごやアクティブ・ライブラリー構想

(1) 構想の概要

時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら効果的・効率的な図書館運営を図るため、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」を平成29年12月に策定した。

(2) 長期的展望に立った本市図書館像

ア 本市図書館がめざす姿

- (ア) 資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館
- (イ) さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館
- (ウ) 時代の変化に対応できる、持続可能な図書館

イ サービス網の再構築

アの3つのめざす姿を実現するため、中央館のほかに市域を5つのブロックに分

け、さまざまな場所でサービスを提供できるよう、ブロック内で施設の再配置を行う。
地域の状況を考慮しながら、さまざまなパターンでブロック内に図書館サービス受けられる場所を配置し、地域サービス網を構築する。

10 第2期名古屋市スポーツ推進計画

(1) 計画の概要

スポーツ基本法第10条に基づく「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」として平成25年3月に名古屋市スポーツ推進計画を策定した後、5年を経過したことから、社会状況の変化、市民アンケートの結果などを踏まえ見直しを行い、平成29年度に第2期名古屋市スポーツ推進計画を策定した。

ア 基本理念

「やろまい運動！やろまいスポーツ！ ナゴヤを元気UP！～スポーツで交流を～」を基本理念とし、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しみ、ささえることで豊かな生活を営む元気なまち「ナゴヤ」をめざしている。また、スポーツを通じた交流促進のため、個の取り組み（マイ・スポーツ）から社会全体での取り組み（やろまい運動！やろまいスポーツ！）へと推進する。

イ 目標

(ア) 基本目標

- ・スポーツの楽しさ・意義への気づきを促進
- ・子どものスポーツ実施機会の充実により、競技人口のすそ野の拡大

(イ) 数値目標

成人の運動・スポーツ実施率（週に1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）を65%以上とする。

(2) 施策体系

ア 市民スポーツの推進

「する」「ささえる」「みる」スポーツに参加する市民を増やす。

イ 子どものスポーツの充実

学校での体育活動や地域における子どもの運動機会の充実を通して、生涯にわたる運動習慣の確立を図る。

ウ 障害者スポーツの推進

障害者がスポーツに親しめる環境の整備を進める。

エ アスリートへの支援

将来のスポーツの担い手である、ジュニア選手への支援を行う。

オ スポーツに親しむ場の整備

市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ施設等の環境の整備を進める。

11 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）

（1）計画の概要

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（平成25年2月策定）に基づく5年間の取り組みが平成29年度末で終了し、平成30年9月に新たに魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）を策定した。計画期間は、平成30年度から10年間とする。

（2）計画の目的

「学びのあり方」を改めて見直し、探究的な学習や協働的な学びを通じて生きる力を育てていくことと、市立高等学校のさらなる魅力づくりを進めていくことを目的とする。併せて、生徒数の減少や施設の老朽化などの課題への対応として、市立高等学校の再編を行う。

（3）計画における取り組み

国において進められている高等学校での「学びのあり方」改革の方向性に即して、先の「推進基本計画」や「教育振興基本計画」の取り組みを継続していくとともに、パイロット校の設置やグローバル・エデュケーション・センターの開設を進めることで、市立高等学校の教育の振興を図り、さらなる市立高等学校の魅力づくりに繋げていく。

生徒数の減少や生徒ニーズの変化、施設の老朽化などの課題を踏まえ、市立高等学校の再編と安心・安全・快適な教育環境を確保するための施設整備にも取り組む。

（4）平成30年度の主な実績

ア 緑高等学校

パイロット校に指定するとともに、プロジェクトチームを立ち上げ、めざす学校像の観点を基に具体的教育構想の検討に入った。

イ 若宮商業高等学校

高等特別支援学校との併設を視野に、プロジェクトチームを立ち上げ、これからの商業教育の展開やインクルーシブ教育の推進について検討を開始した。

ウ グローバル・エデュケーション・センター

契約候補事業者を公募により選定するとともに、運営の具体的調整を図りながら、開設に向けて準備を進めた。

12 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画

少子化に伴い小規模校が増加したため、平成22年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「小規模校対策に関する実施計画」を策定し、計画的に小規模校対策を進めてきた。

しかし、計画期間が終了した段階においても小規模校は実施計画策定時より増加しており、また、過大規模校や学校施設の老朽化等の問題も生じていることから、学校規模に関する新たな計画として「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を平成31年3月に

策定した。

(1) 計画について

ア 目指すべき姿

望ましい学校規模を確保し、「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指す。

イ 行動指針

(ア) 子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組む。

(イ) 学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現する。

(ウ) 望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図る。

ウ 計画期間

令和元年度から令和15年度までの15年間

エ 実現したい学校ビジョン

教育面 子どもたちが多くの人とふれあい育つ。

学校運営面 教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実する。

施設面 学校施設の老朽化を早期に改善する。

(2) 学校規模の考え方

- ・小学校は12から24学級、中学校は6から24学級を「望ましい学校規模」と考える。
- ・小学校ではクラス替えができない学年が生じる11学級以下、中学校では5学級以下の学校を小規模校と考える。また、小・中学校ともに31学級以上を過大規模校と考える。

(3) 取り組みの方法

ア 小規模校

- ・「通学区域の変更」または「学校統合」により進める。
- ・「通学距離」は徒歩を基本とし、小学校概ね2 km、中学校概ね3 kmを目安とする。

イ 過大規模校

「通学区域の変更」または「学校の分離新設」により進める。

(4) 取り組みの進め方

小規模校及び過大規模校への取り組みは、以下の流れで進める。

ア 個別プランの作成

教育委員会が十分な事前調査を行い、学校ごとに具体的な「個別プラン」を作成する。

イ 審議会への諮問・答申

条例設置する審議会へ「個別プラン」を諮問し、答申を受ける。

ウ 保護者・地域への説明・協議

- ・保護者・地域へ小規模校（過大規模校）の課題や取り組みの必要性や効果を説明する。
- ・「個別プラン」の内容を提示し、丁寧に協議する。

エ 統合等の決定

- ・早期の課題解決を目指し、一定の目標期間を設けて保護者・地域と協議する。
- ・最終的に、教育委員会が統合等を決定する。

オ 新しい学校づくり（「学校統合」又は「学校の分離新設」の場合）

新しい学校の開校に向け、校名・校章・校歌や交通安全等について保護者・地域・学校と協議する。

（５）「個別プラン」について

- ・個別プランは、教育委員会が保護者・地域へ説明・協議を進める際の具体的な取り組み内容を提示するため、学校ごとに作成する。
- ・個別プランの対象となる学校は、ア～ウに全て該当する小・中学校とする。ただし、ア～ウは学級数や幼児人口等に応じて、毎年度更新する。

＜小規模校＞

- ア 小規模校であること。
- イ ６年間小規模校が継続する見込みであること。
- ウ ６～15年後も小規模化の傾向であること。

＜過大規模校＞

- ア 過大規模校であること。
- イ ６年間過大規模校が継続する見込みであること。
- ・作成する学校は、小規模化（過大規模化）の状況の他、防災や施設の老朽化等、学校や地域の様々な実情を踏まえて年度ごとに選定する。
- ・個別プランには、十分な調査の上で取り組みの方法、統合の相手校、統合の場所等を掲載する。

（６）取り組みを進める上での配慮事項

- ・関係行政機関と連携を図り、地域ごとの通学路や交通状況の特性を踏まえ、通学の安全確保に取り組む。
- ・学校統合後も現在と同じ単位（学区組織）での活動が可能であることを、十分に周知する等、地域活動に配慮しながら取り組みを進める。